

Nemuro Destination Sustainability Report 2024

速報版

グリーン・デスティネーションズ・スタンダードに基づく
北海道・根室市の評価報告書



一般社団法人

サステナビリティ・コーディネーター協会

目次

背景-----	3
持続可能な観光の国際基準と認証制度-----	5
持続可能性の評価方法-----	8
参考判定について -----	9
持続可能性の評価結果 -----	10
SECTION 1：観光地管理（一覧）-----	11
SECTION 2：自然と景観（一覧）-----	13
SECTION 3：環境と気候（一覧）-----	14
SECTION 4：文化と伝統（一覧）-----	16
SECTION 5：社会福祉（一覧）-----	17
SECTION 6：ビジネスとコミュニケーション（一覧）-----	19
 (評価項目別アセスメント票)	
SECTION 1：観光地管理-----	20
SECTION 2：自然と景観-----	42
SECTION 3：環境と気候-----	54
SECTION 4：文化と伝統-----	79
SECTION 5：社会福祉 -----	86
SECTION 6：ビジネスとコミュニケーション-----	106

持続可能な観光とは

近年、日本ではさまざまな「ツーリズム」の形態が生まれています。グリーンツーリズム、ガストロノミーツーリズム、ヘルスツーリズム、サイクルツーリズムなど、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行と、その旅行システム全般は「ニューツーリズム」と呼ばれ、地域活性化につながるものとして期待されています。

一方で「持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）」は、これらニューツーリズムとは異なり、観光によって生じる地域への良い影響および悪い影響を適切に管理し、「環境」「社会」「経済」「文化」の各側面から観光地をマネジメントするという考え方そのものになります。

国連世界観光機構（UN Tourism ※旧UNWTO）では、持続可能な観光について以下のように定義しています。

訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光

出展： Making Tourism More Sustainable - A Guide for Policy Makers, UNEP and UNWTO, 2005, p.11-12

持続可能な観光においては、ニーズの把握と同時に影響を管理することが求められます。従来の観光においては「観光客と観光事業者」のみが登場人物であったのに対し、持続可能な観光では「地域住民、地域社会」が新たに登場人物に加わります。また、従来の観光で重要とされていたのは、「マーケティング、プロモーション、受入環境整備」の3点であったのに対し、持続可能な観光ではこの土台に「観光による悪影響と好影響を測定する」ことが加わります。

住んでいる人も訪れる人も幸せになれるような観光のあり方を実現すること、旅行者が訪れることで経済的な循環がはかれること、観光によって地域の自然や文化が損なわれることなく、保護と発展を両立させること、これらの要素が満たされることで、各地域のそれぞれの実情にあった持続可能な観光を促進していくことが重要です。

旅行者の意識の変化

昨今の観光をめぐる環境の変化として、旅行者における持続可能な観光への意識の高まりが注目されております。

2024年、ブッキング・ドットコムが発表した調査結果（※）によると、世界の旅行者の75%・日本の旅行者の53%が「今後12か月間に、よりサステナブルな旅行をしたい」、世界の旅行者の71%・日本の旅行者の56%が「訪れた場所について、到着時よりも良い状態で旅行先を後にしたい」と回答しています。

サステナブルな旅行への関心や希望が高まる一方で、世界の旅行者の3分の1以上（34%、日本の旅行者の23%）が「サステナビリティへの取り組み自体が実施されていない旅行先で、よりサステナブルに過ごそうとすることは難しい」と考えており、地域の取り組みと旅行者の旅先での意識に密接な関係があることが明らかとなっています。

観光地の環境や文化に関心が高く、サステナビリティへ配慮する旅行者に選ばれる目的地となるには、大前提として持続可能な観光地への取り組みをしていること、そして、それに取り組んでいると発信していくことが必要となります。すべての観光地は、「サステナブルツーリズムに取り組むことでどれだけ益があるのか」よりも、「サステナブルツーリズムに取り組まない」ことで失う益の大きさに目を向けるべきです。

※Booking.com／「サステナブル・トラベルレポート」（2024年6月25日）

「今後12ヶ月間に、よりサステナブルな旅行をしたい」と回答



日本の旅行者



Booking.com

「訪れた場所について、到着時よりも良い状態で旅行先を後にしたい」と回答

世界の旅行者



日本の旅行者



Booking.com

持続可能な観光の国際基準と認証制度

GSTCについて

GSTC（世界持続可能観光協議会：Global Sustainable Tourism Council）は、「持続可能な観光の推進」と、「持続可能な観光の国際基準を作る」ことを目的に、2007年に発足した国際非営利団体です。国連の機関や公共、民間、NGOの各セクターなど観光に関わる150以上の団体が参画して組織されました。

2025年2月現在、GSTCでは以下の4つの基準を保有しています。

- GSTC Industry Criteria（観光産業向け基準）
 - +suggested performance indicators for Hotels（宿泊施設）
 - +suggested performance indicators for Tour Operators（旅行会社）
- GSTC Destination Criteria（観光地向け基準）
- GSTC MICE Criteria（MICE基準）
- GSTC Attraction Criteria（テーマパーク・博物館・国立公園向け基準）

※現在、5つ目の指標となる「GSTC F&B Criteria（飲食店向け基準）」を開発中

上記基準のうち、観光地が守るべき指標として定められているのが、GSTC Destination Criteria（GSTC-D）で、UNWTO（現在のUN Tourism）の主導により策定されました。GSTC-Dは「持続可能なマネジメント」「社会・経済の持続可能性」「文化の持続可能性」「環境の持続可能性」の4分野、合計38の大項目と174の小項目から構成されています。地域の持続可能性を高めるための取り組みが網羅的に記されているだけでなく、各項目において具体的な記載があることから、どのような地域にとっても取り組みをさらに進めるための足掛かりとなるような内容となっているのが特徴です。なお、基準項目すべてを一度に実現することを目指すのではなく、まずは基準をもとに地域の健康診断を行い、それによって明らかになった足りていない項目に取り組むこと、そして、それぞれの地域の実情に合わせ、取り組みやすい項目から優先順位をつけ、実施していくことが大切です。

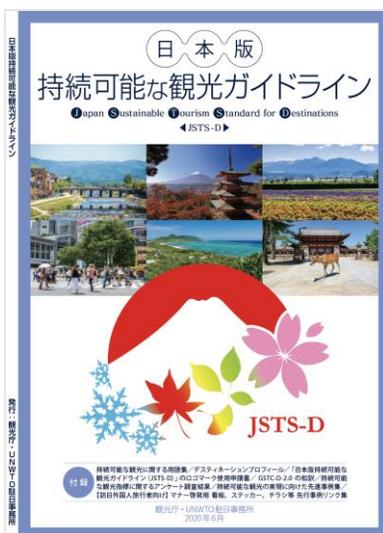
GSTC-Dは世界共通の基準であり、基準に則った観光地域づくりを推進することで、住んでよし・訪れてよしの地域づくりを進めていくことが可能です。

持続可能な観光の国際基準と認証制度

国が進める持続可能な観光の方策

我が国においては、かつての急速な訪日外国人旅行者の増加などを一因として、一部の地域で、地域住民や旅行者の間で、混雑やマナー違反などの課題への関心が高まりました。また、先般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、各地域の観光関連産業が大変厳しい状況に立たされたことも、観光地における危機管理体制の確保・充実の必要性など、まさに文字通り「持続可能」な観光地域づくりの重要性が認識されるきっかけとなったことは否めません。

持続可能な観光の実現に向けて、観光庁においては、2018年に観光庁長官を本部長とする全庁的な「持続可能な観光推進本部」を設置し、今後の方向性や取組について検討を行い、その結果が2019年に『持続可能な観光先進国に向けて』として報告書にまとめられました。その後、各自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うための支援ツールとして、国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D）」を開発し、2020年6月に公表しました。併せて、モデル地区の選定と支援などを行いながら、持続可能な観光の普及促進が進められております。



日本版持続可能な観光ガイドライン
Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations (JSTS-D)
発行：2020年観光庁及びUNWTO駐日事務所（現 UN Tourism 駐日事務所）

持続可能な観光の国際基準と認証制度

グリーン・デスティネーションズについて

グリーン・デスティネーションズ（Green Destinations：以下、GD）は、持続可能な観光の実現に向けた取組を地域単位で評価し、表彰や認証を行う国際機関です。

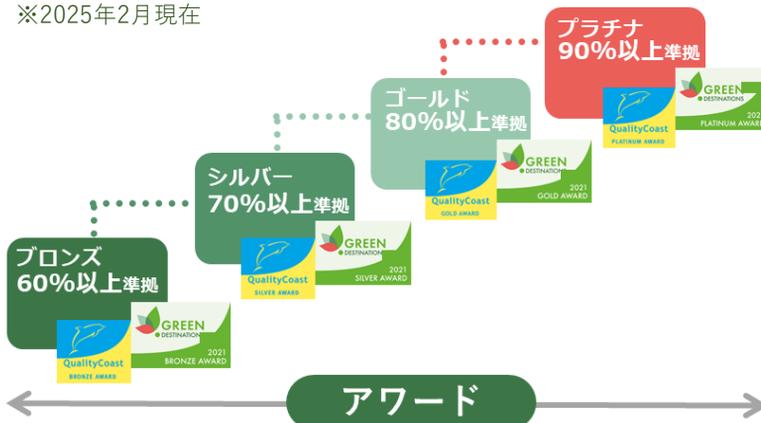
GD はオランダの非営利団体であり、前述のGSTC が認定する、国際的な持続可能な観光に関する認証機関の一つです。GD は、GSTC-D をベースとした84項目からなる評価項目 Green Destinations Standard（GDS）を設けており、これらについてGD が設定する基準を満たすと、観光地は表彰や認証を受けることができます。

GSTC は観光地が守るべき基準としてGSTC-D を定めていますが、直接観光地の取組を評価し、認証することは行っておらず、観光地が自らの持続可能な観光に係る取組に対する外部評価を得るためには、GD のような認証機関からの表彰や認証を得る必要があります。

GSTC は、GD などの第三者認証機関を認定する団体であり、世界各地に様々な存在する認証機関に「お墨付き」を与える役割です。なお、認証機関には、GD のように「観光地単位」で取組を評価・認証する団体から「事業者単位」で評価・認証する団体まで様々なものが存在しており、各取組主体は認証を受ける目的や、評価される内容などを吟味した上で、評価を受ける認証機関を選定する必要があります。

Green Destinationsの アワード（表彰）プログラム

※2025年2月現在



持続可能性の評価方法

本書において報告する持続可能性の評価方法の概要

実施期間	■ 2024年11月1日 ~ 2025年2月28日
対象範囲	■ 北海道・根室市
適用規格	■ Green Destinations Standard 2.0 : 2021 観光地の持続可能性を評価する為の国際的に認められた基準 下記の6つの主要テーマと84の評価項目から構成
	 セクション1 観光地管理
	 セクション2 自然と景観
	 セクション3 環境と気候
	 セクション4 文化と伝統
	 セクション5 社会福祉
	 セクション6 ビジネスとコミュニケーション
評価方法	■ 自己診断 84項目の評価項目による診断

参考判定について

本書において報告する持続可能性の評価方法の概要

この参考判定は、以下の目的で実施しております。
審査時の適合判定とは異なりますので、ご注意ください。
参考判定の目的及び留意点については、必ずご確認の上ご覧いただきますよう、お願いいたします。

目的

- 現状把握に基づくアクションプランの優先順位の可視化
- 審査に向けた是正措置の洗い出し

留意点

- あくまでデスクリサーチの結果のみに基づく現在のパフォーマンスを示しています。
- 詳細のヒアリングや現地確認を行なっておりませんので、さらに適合させられる取り組み等が存在する可能性がございます。本報告書を関係各所と共有の上、内容をしっかりご検証いただくことが重要です。
- 実際のアワードの審査においては、審査員によるヒアリング（担当者への聞き取り、ステークホルダーへのインタビュー、現地視察）が実施されます。審査結果はこれらのヒアリング結果を重要な要素として判定されますので、同じ記載内容でも審査結果に差が出ることも珍しくありません。
- JaSCAではGDの示すガイドライン及び過去の審査情報データベースを元に参考判定を行なっておりますが、これらの数値は実際の審査時における判定を保証するものではありません。

持続可能性の評価結果

評価項目ごとの自己評価および外部評価をふまえた達成度の判定

達成度判定のレベル

■各評価項目の達成度判定は以下の3段階評価+1で表示

A	基準を 満たしている	B	基準を一部 満たしている	C	基準を 満たしていない	N/A	該当しない あるいはオプション項目
----------	---------------	----------	-----------------	----------	----------------	------------	----------------------

評価項目84項目のうち、重要項目30項目とオプション項目9項目の設定があります。

★重要項目-----高いレベルでの適合が求められる必須項目

☆オプション項目-----GSTC基準上、必須ではないが、取り組みが推奨される項目

根室市の評価項目への適合状況の概要は、下記の表の通りです。

セクション名 (項目数)	A	B	C	N/A
 観光地管理 (20)	0	14	5	1
 自然と景観 (8)	1	7	0	0
 環境と気候 (20)	5	13	2	0
 文化と伝統 (6)	4	2	0	0
 社会福祉 (18)	8	10	0	0
 ビジネスとコミュニケーション (12)	4	7	1	0
	22	53	8	1

各評価項目の達成度判定



SECTION 1 : 観光地管理

大項目	No	評価項目	判定	P
責任と組織	1.1	サステナビリティ・コーディネーター★	C	20
	1.2	管理組織	B	21
	1.3	コーディネーター及びチームの研修	C	22
	1.4	ステークホルダーの関与	B	23
計画と開発	1.5	地域資産のリスト★	B	24
	1.6	観光影響評価	C	25
	1.7	観光地管理の方針・戦略★	B	26
	1.8	行動計画（アクションプラン）	B	28
	1.9	計画の透明性及び実施	B	29
来訪者管理	1.10	来訪者のモニタリング	B	30
	1.11	来訪者の満足度	C	31
	1.12	来訪者による圧力の管理★	B	32
	1.13	観光地の資産のための来訪者管理	B	33
	1.14	配慮が必要な場所における来訪者の行動★	B	34

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 1 : 観光地管理

大項目	No	評価項目	判定	P
モニタリングと報告	1.15	持続可能性の指標とモニタリング	B	35
	1.16	見直しと評価	B	37
	1.17	サステナビリティレポートの公開	C	38
	1.18	認証に対する苦情 ☆	—	39
法令と倫理の遵守	1.19	倫理規定と汚職 ☆	B	40
	1.20	公正な競争と責任ある公共調達 ☆	B	41

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 2：自然と景観

大項目	No	評価項目	判定	P
自然と保全	2.1	自然保全 ★	A	42
	2.2	観光が自然に与える影響 ★	B	44
	2.3	天然資源の保護 ☆	B	45
	2.4	侵略的外来種	B	47
	2.5	風景と景観 ★☆	B	48
自然と動物 体験	2.6	野生生物の保護	B	50
	2.7	自然や野生動物との交流	B	52
	2.8	飼育動物の福祉 ★	B	53

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 3 : 環境と気候

大項目	No	評価項目	判定	P
土地利用と汚染	3.1	騒音 ★	A	54
	3.2	光害 ★	B	55
	3.3	土地利用と計画	B	56
水の管理	3.4	水資源の調達	A	57
	3.5	水使用量の削減 ☆	C	59
	3.6	水質の監視と対応	A	60
	3.7	廃水処理 ★	B	61
廃棄物処理とリサイクル	3.8	固形廃棄物の減量 ★	B	63
	3.9	廃棄物の分別とリサイクル ★	A	65
	3.10	廃棄物処理	A	67
	3.11	ゴミのポイ捨て ☆	B	68

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 3：環境と気候

大項目	No	評価項目	判定	P
エネルギー、 持続可能な モビリティ と気候変動	3.12	温室効果ガスの排出量と気候変動緩和の取り組み	B	69
	3.13	旅行による排出量の削減 ★	B	70
	3.14	低インパクトのモビリティ	B	72
	3.15	公共交通機関	B	73
	3.16	エネルギー消費量の削減 ★	B	74
	3.17	再生可能エネルギー ★	B	75
	3.18	効果的なカーボン補償 ☆	C	76
気候変動へ の適応	3.19	気候変動リスクへの対応 ★	B	77
	3.20	気候変動の情報	B	78

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 4 : 文化と伝統

大項目	No	評価項目	判定	P
文化遺産	4.1	有形文化遺産 ★	A	79
	4.2	観光による文化への影響の管理 ★	B	81
	4.3	文化的な遺物の保護	B	82
人と伝統	4.4	無形遺産 ★	A	83
	4.5	真正性の尊重	A	84
	4.6	先住民の知的財産	A	85

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 5 : 社会福祉

大項目	No	評価項目	判定	P
人権の尊重	5.1	再定住	A	86
	5.2	資源の所有権と利用権	A	87
	5.3	伝統的なアクセス権	B	88
	5.4	人権 ★	A	89
	5.5	人権に関する法律の公開	A	90
	5.6	アクセシビリティ	B	91
コミュニティの参加	5.7	計画への地域住民の参加 ★	A	92
	5.8	住民参加とフィードバック	A	93
	5.9	ステークホルダーの貢献	A	94
	5.10	住民の満足度 ★	A	95
地域経済	5.11	経済効果のモニタリング	B	96
	5.12	地元企業の支援 ★	B	97
	5.13	地域の特産品や特色あるサービスの奨励 ★	B	98
	5.14	観光産業における地元雇用の促進	B	99

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 5 : 社会福祉

大項目	No	評価項目	判定	P
社会経済の 影響	5.15	オーバーツーリズムの回避	B	100
	5.16	不動産開発 ★	B	101
健康と安全	5.17	健康と安全 ★	B	103
	5.18	リスクと危機管理	B	104

★重要項目 / ☆オプション項目

各評価項目の達成度判定



SECTION 6：ビジネスとコミュニケーション

大項目	No	評価項目	判定	P
ビジネス部門の参画	6.1	事業者における持続可能性の促進 ★	B	106
	6.2	持続可能性の基準 ★	B	107
	6.3	認定事業者の公表	B	108
	6.4	水使用量（企業）	C	109
	6.5	固形廃棄物（企業）	B	110
	6.6	エネルギー消費量（企業）	B	111
	6.7	温室効果ガス排出量（企業）	B	112
	6.8	均等で公平な雇用（企業）	A	113
	6.9	アクティビティ提供者の実践規範 ☆	A	114
情報とマーケティング	6.10	敬意と正確さを持ったプロモーション	A	115
	6.11	来訪者への持続可能性の情報	B	116
	6.12	解説情報	A	117

★重要項目 / ☆オプション項目

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Commitment & organization 責任と組織

1.1 サステナビリティ・コーディネーター

参考判定

持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がある。

C

【要求事項】

指標1 コーディネーターを任命したことを示す文書がある（はい/いいえ）

いいえ

a コーディネーターの氏名（2名まで可）

- ・ 寺田 裕一

b 管理レベル（上層部）との関連を含め、コーディネーターのポジションを明確に説明してください。

- ・ サステナビリティ・コーディネーターの所属及び役職は以下の通り
寺田 裕一（根室市観光協会 事務局長）
- ・ サステナビリティ・コーディネーターについての任命の仕組みは整備されていない。

c コーディネーターの任務を要約し、持続可能な観光地管理の責任を説明してください。

- ・ サステナビリティ・コーディネーター任命の仕組みは未整備である。

Next Step

- サステナビリティ・コーディネーターの任務を定める
- サステナビリティ・コーディネーターの職務認定書を作成

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Commitment & organization 責任と組織

1.2 管理組織

参考判定

十分な資金を持つ組織または管理機構は、持続可能な観光開発と管理を調整し、促進する責任を負う。DESTINATION・MANAGEMENTを行う上で様々な団体と協力し、その運営と取引において、持続可能性と透明性の原則に従う。

B

【要求事項】

指標1 観光地の管理構造を示す文書がある（はい/いいえ）

はい

指標2 組織の（社内）サステナビリティポリシーを示す文書がある（はい/いいえ）

いいえ

a 観光地の持続可能な開発と管理を担当する組織または管理機構（DMO）（どの団体に関与し、持続可能な観光関連の責任をどのように分担しているか）と、その資金について説明してください。

< 根室市役所 >

根室市役所では、水産経済部・商工労働観光課が観光振興を担っている。[1][2]
2024年度の当初予算では、観光振興費として49,791千円を計上している。[3]

< 根室市観光協会 >

根室市観光協会では、持続可能な観光地域づくりを軸に、広域連携の推進や情報発信、受入強化、各種観光イベントの実施を担っている。2024年度は、観光協会として72,500千円の予算を計上している。[4][5]

[1] [根室市行政組織機構図](#)

[2] [根室市ウェブサイト>主な業務内容](#)

[3] [令和6年度 根室市当初予算の概要](#) (p.10)

[4] [根室市観光協会総会 令和6年事業計画](#)

[5] [令和6年 予算書](#)

b 持続可能性と透明性の原則が、組織の日常業務や取引にどのように組み込まれているかを説明してください（例：社内サステナビリティポリシーまたは報告書）。

・ 現在のところ、サステナビリティ・ポリシーは策定されていない。

Next Step

- 市民団体の参画強化
- チームの責務、タスク、時間、予算の割り当ての明確化
- サステナビリティ・ポリシーの作成

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Commitment & organization 責任と組織

1.3 コーディネーター及びチームの研修

参考判定

持続可能な観光地の開発と管理に携わる担当者及びチームは、持続可能性について適切な研修を受けているか、経験を積んでいる。

C

【要求事項】

指標1 観光地管理のチームメンバーとその能力を記載した文書がある（はい/いいえ）

いいえ

a

持続可能性と観光地管理に関わるコーディネーターやチームのトレーニングや経験について説明してください（トレーニングや経験の背景を裏付けるためにLinkedInのプロフィールへのリンクを提供しても良いです）。

・ 寺田 裕一 ※LinkedInプロフィールは未作成

b

コーディネーターまたはチームが受けた関連するトレーニングコースや学位について説明してください。

GSTC Sustainable Tourism Training Program 研修修了 [1]

[1] GSTC Professional Certificate in Sustainable Tourism 証明書（寺田裕一）

Next Step

- サステナビリティ・コーディネーターのチーム形成
- チームメンバーのプロフィールを記載

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Commitment & organization 責任と組織

1.4 ステークホルダーの関与

参考判定

観光地管理の組織や機構は、持続可能な観光地管理に市民社会と民間・公共部門を巻き込んでいる。

B

【要求事項】

指標1 ステークホルダーの関与を示す政策文書がある（はい/いいえ）

はい

a 観光地が市民社会および民間・公共部門とどのように協働しているかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市観光協会の役員と行政が、月に一度「根室市観光協会 正副会長会議」を実施している。観光協会の役員には、観光産業の事業者だけでなく、公共交通や水産加工業、建築業、商業など市内のあらゆる事業者が含まれている。[1][2][3]
- 根室市及び根室市観光協会では、持続可能な観光地域づくりを推進するため、より広く地域の方々が参加できる機会を創出することを検討中である。[4]

[1] 根室市観光協会 正副会長会議議事録（R6.11）

[2] 根室市観光協会 正副会長会議議事録（R6.12）

[3] 根室市観光協会 正副会長会議議事録（R7.1）

[4] 根室市観光協会総会R6事業計画（p.3）

Next Step

- 検討中の「住民の参加機会創出」の早期実現

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Planning & development 計画と開発

1.5 地域資産のリストアップ

参考判定

自然や文化的な場所を含む、地域資産のリストがある。

B

【要求事項】

指標1 地域資産のリストがある（はい/いいえ）

はい

指標2 リストを最後に更新した年

2019年

a 任意の補足説明や、リストのウェブリンクを記入してください。（観光客向けのウェブページではない）

- 根室市観光振興計画では、「観光資源に関する現状と課題」として、根室市の観光資源を「自然」「海産物」「まちの歴史・文化」「本土最東端」「酪農景観と酪農文化」の5つのカテゴリに分け、それぞれの価値について紹介している。[1]

[1] [根室市観光振興計画](#) (pp.16-19)

Next Step

- 地域資産リストの作成と定期的な更新（2～4年毎）
※現行のリストは、地域内のすべての資産を網羅していない。申請時には個別の資産に対する説明を付け加える必要がある。

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Planning & development 計画と開発

1.6 観光影響評価

参考判定

観光地は、自然・文化・社会経済・環境及び観光地の資産に対して観光が与える影響とリスクを分析する観光影響評価を行っている。

C

【要求事項】

指標1 観光影響評価報告書がある（はい／いいえ）

いいえ

指標2 前回のアセスメントを実施した年

未完成

a 観光影響評価の実施プロセスを簡単に説明し、そのプロセスに関与した人を示してください。

- 根室市観光協会に所属するサステナビリティ・コーディネーターが実施中である。[1]
※未完成

[1] 観光影響評価シート

Next Step

- 観光影響評価の継続的な実施
- 観光影響評価の実施プロセスの明確化
- 観光影響評価に関与したメンバーのリストを提供（できるだけ多くのメンバーが関与すること）

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Planning & development 計画と開発

1.7 観光地管理の方針・戦略

参考判定

観光地管理の方針や戦略は、環境、社会、文化、経済の事項に対応しており、複数年計画として立てられ、一般に公開され、常に更新されている。この方針や戦略は、ステークホルダーとの協議により策定され、持続可能性の原則を含んでいる。観光地において、より広い持続可能な開発政策や活動に関連し、影響を与えている。

B

【要求事項】

指標1 観光地管理の方針または戦略に関する文書がある（はい/いいえ）

はい

指標2 観光地管理の方針・戦略を最後に更新した年

2019年

a ステークホルダーの関与を明確に説明してください。

- ・ 現行の観光振興計画は、旅館組合との意見交換を経て作成された。
- ・ 次年度より改訂される観光振興計画については、根室市と地域のステークホルダーが役員を務める根室市観光協会により協議し策定する。

※いずれも根室市及び根室市観光協会へのヒアリングにより確認

b 方針・戦略がどのような原則に基づいており、環境、社会、文化、経済の事項にどのように対応しているかを説明してください。

- ・ 根室市の観光振興計画は、環境、社会、文化、経済の各側面に配慮した以下の取り組みを通じ、持続可能な観光地づくりを目指している。

【**環境面**】豊かな自然環境を活かした観光資源の保護と活用を推進している。2017年には、春国岱の木道復旧のためにクラウドファンディングを実施し、自然環境の保全と観光基盤の整備を両立させた。[1]

【**社会面**】市民、民間事業者、行政が連携し、地域のホスピタリティ向上や多様化する観光ニーズに対応できる人材の確保・育成を進めている。また、外国語表記の整備や宿泊施設の環境改善など、受入環境の充実にも取り組んでいる。[2]

【**文化面**】アイヌ文化の普及と観光資源化を図るため、チャシ跡やアイヌ文化資料の活用を促進している。[3]

【**経済面**】観光産業の振興を通じて、宿泊者数の割合を増やし、食やガイドなど域内消費を向上させることで、市内経済の活性化を図っている。[4]

[1] [北海道経済連合会 観光プロジェクトチーム報告書](#) (p.30)

[2] [根室市観光振興計画](#) (p.27)

[3] [アイヌ政策推進交付金事業計画](#)

[4] [根室市観光振興計画](#) (pp.29-30, 36)

c 方針・戦略がより広い持続可能な開発行動にどのように影響を与えるかを明確に説明してください。

- 根室市観光振興計画は、国の策定する「観光立国推進基本計画」及び、北海道の策定する「北海道観光のくにつくり行動計画（第4期）」を受け、根室市の観光施策を見直したものである。
- 根室市観光振興計画は、根室市の策定する「第9期根室市総合計画」及び「根室市創生総合戦略」の下、観光分野での具体的な施策等を進めていくための個別計画として策定された。両計画文書のKPIである、「宿泊客比率の増加」、「外国人宿泊客」、閑散期となる「冬期の強化」に重点を置き、達成のための具体施策を定めている。[1]

[1] [根室市観光振興計画](#) (pp.3-4)

Next Step

- より持続可能性に配慮した観光地管理の方針・戦略整備
- 旅行者や住民への管理方針の開示

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Planning & development 計画と開発

1.8 行動計画（アクションプラン）

参考判定

観光地は、目標・行動・対策・責任・時間計画などを含む持続可能な観光の行動計画を策定し、実施している。

B

【要求事項】

指標1 観光の行動計画がある：はい/いいえ

はい

指標2 観光の行動計画を最後に更新した年

2024年

a 行動計画を簡潔に紹介し、それがどのように持続可能性の原則に基づいているか、また現在の実施状況について、説明してください。

- 根室市観光協会では、根室市観光振興計画に基づく行動計画を策定している。中長期の計画として、JSTS-Dに基づく持続可能な観光地域づくりの推進を実施するとし、2024年度の重点取り組み項目を定めている。[1][2]

[1] [根室市観光振興計画](#)

[2] 根室市観光協会 R6事業計画（pp.2-3）

b 計画がどのように策定されたか（利害関係者の関与）、またどのように一般に公開されるかについて説明してください。

- 根室市観光協会理事会にて素案を作成し、総会での協議と承認を経て策定されている。なお、事業計画の公開はされていない。

Next Step

- 観光振興計画、持続可能性の原則に基づくアクションプランの策定
 - ※具体的で測定可能な目標、行動、措置、責任、時間計画が含まれること
 - ※目標値の達成度合いのモニタリングおよびそれに伴う目標値の上方・下方修正の過程も取り入れる

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Planning & development 計画と開発

1.9 計画の透明性及び実施

参考判定

観光地計画の策定は、利害関係者や一般市民との緊密な協議のもとで行われている。計画の規制と決定事項は、公表され、実施されている。

B

【要求事項】

指標1

ステークホルダーの参画と規制や決定事項の伝達のプロトコルを示す政策文書または規制がある：はい/いいえ

はい

a

協議の仕組み及び/またはプロトコル、最近の利害関係者および公開協議の例について、説明してください。

- 根室市では、市の最上位計画である総合計画に、市民意見を反映させることを目的に「根室市まちづくり市民会議設置要綱」を設置し、市民会議の討議を経て計画策定を行うことを定めている。[1]
- 「第9期根室市総合計画」は、約2年に及ぶ策定作業の中で、まちづくり市民会議の40名のメンバーによる審議、市議会特別委員会、地域懇談会での市民との意見交換などを経て、平成27年3月に策定された。[2]

[1] [根室市まちづくり市民会議設置要綱](#)

[2] [第9期根室市総合計画](#) (pp.229, 257-258)

b

計画の規制や決定がどのように公表され、施行されるかについて、説明してください。

- 「第9期根室市総合計画」は根室市ウェブサイト上で一般に公開されている。
<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/sougouseisakubu/sougouseisakusitu/keikaku/1519.html>

Next Step

- 根室市総合計画と同様に、観光振興計画も市民やステークホルダーとの緊密な協議を経て策定する
- 協議課程の公表

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Visitor Management 来訪者管理

1.10 来訪者のモニタリング

参考判定

来訪者の特徴、量、活動、嗜好などを把握し、公表している。

B

【要求事項】

指標1 来訪者のモニタリングレポートがある：はい/いいえ

はい

指標2 来訪者のモニタリングレポートを最後に更新した年

2024年

a 来訪者のモニタリング方法について説明してください。

- 根室市は、以下の通り来訪者の定期モニタリングを実施している。[1]
 - 1) 「観光客入込数」
 - 2) JR根室駅の乗降者数
 - 3) バス路線別乗降者数
- 根室市観光協会は、各宿泊施設の宿泊者数を調査している。[2]

[1] [根室市統計書 2023年版](#) (pp.27, 59-60)

[2] [北海道新聞記事](#)

b 来訪者のモニタリングデータがどのように公表されているかについて、説明してください（例：ウェブサイトへのリンク）。

- 北海道は、四半期ごとに「観光入込客数調査報告書」を公表し、根室市の月別訪問者数及び宿泊者数を公表している。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikomi.html>

[北海道入込客数調査報告書](#) (6~28頁 シート内)

Next Step

- 来訪者の特徴、量、活動、嗜好などを把握するための、定期的な来訪者アンケートの実施及び公開

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Visitor Management 来訪者管理

1.11 来訪者の満足度

参考判定

観光地での体験の質と持続可能性に対する来訪者の満足度をモニターし、公表している。必要であれば、それに対応する措置がとられている。

C

【要求事項】

指標1 来訪者満足度調査のレポートがある：ある／ない

いいえ

指標2 来訪者満足度調査のレポートを最後に更新した年

a 観光地の品質と持続可能性に対する来訪者の満足度をどのようにモニターし公表しているかについて、説明してください。

- 令和6年度根室市観光協会事業方針・計画において、令和6年の重点事業として、事業者と連携した観光アンケート調査の実施や、結果のフィードバック・共有を実施するとしている。[1]
- なお、観光アンケートについては次年度より本格的に実施するべく検討中である。[2]

[1] 令和6年度根室市観光協会事業方針・計画（案）（p.4）

[2] 根室市観光協会様へのヒアリングにより確認

b 必要な場合、モニタリング結果に対応してどのような措置が取られたかについて、示してください。

- 今のところ、該当する調査は行われていない

Next Step

- 観光アンケートの実施により、来訪者の満足度を調査する（アンケートには持続可能性に関する要素を含める）

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Visitor Management 来訪者管理

1.12 来訪者による影響の管理

参考判定

観光地は、来訪者管理のための仕組みを持っており、定期的に見直している。地域経済、コミュニティ、文化、環境のニーズを考慮し、バランスを取りながら、来訪者の量と活動を管理し、特定の時間帯や場所で必要に応じて来訪者を減らしたり増やしたりするための措置がとられている。

B

【要求事項】

指標1 来訪者管理に関する方針文書または計画がある：はい/いいえ。

はい

指標2 来訪者管理に関する方針を最後に更新した年

2019年

a 住民への迷惑や、地域の文化・自然・環境への影響を避けるために、来訪者の圧力をどのように管理しているかについて、要約してください。来訪者の管理方針がアップロードされている場合は、関連項目を参照してください。

- ・ 北海道は毎年、観光入込客統計調査を実施し、その結果を報告書にまとめて北海道のウェブサイト上で公開している。調査では、根室市の観光入込客数及び宿泊者数を、根室市からの報告に基づいて集計し公開している。[1]
- ・ 根室市の来訪者数は、7～9月の夏季に集中していることから、冬季の来訪者数を増やすことで平準化を図ることが必要である。そのため、根室市観光振興計画では1年間の観光入込客数のうち1～3月の来訪者を25%まで増やすというKPIを掲げている。[2]

[1] [北海道入込客数調査報告書](#)（6～28頁 シート内）

[2] [根室市観光振興計画](#)（pp.7, 38）

b 来訪者の量と活動を空間的・時間的に管理するための取り組みの例を示しながら、来訪者管理の方針を説明してください。

- ・ 根室市及び根室市観光協会では、閑散期の誘客促進対策として以下の事業を実施している。
 - ・ 毎年1月「根室バードランドフェスティバル」を実施 [1]
 - ・ 毎年5月「日本一遅咲きの桜×近代化産業遺産 ライトアップ」を実施 [2]
 - ・ 毎年10月～翌年2月「根室フォトコンテスト」を実施 [3]

[1] [根室バードランドフェスティバル](#)

[2] [日本一遅咲きの桜×近代化産業遺産 ライトアップ](#)

[3] [根室フォトコンテスト](#)

Next Step

- エリアごと・季節ごとの来訪者数の把握、来訪者の動線の把握と、その結果を踏まえた施策の実施

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Visitor Management 来訪者管理

1.13 観光地の資産のための来訪者管理

参考判定

来訪者や来訪者の流れを適切に管理することで、自然や社会文化的な資産およびその周辺における観光の影響を最適化している。管理方法は、これらの資産の特徴、能力、感受性を考慮している。

B

【要求事項】

指標1 来訪者の流れを管理するための政策文書または計画がある：はい/いいえ

はい

a 自然や社会文化的な資産とその周辺において、来訪者や来訪者の流れがどのように管理されているかについて、説明してください。

- 根室市には、国指定史跡である「根室半島チャシ跡群」がある。このうち、ヲンネモトチャシ跡は周辺に一般住宅や漁業者の作業場があることから、駐車場や歩くルートについて定められている。根室市観光協会では、ウェブサイトにおいて、漁港内や作業場、一般住宅へ立ち入らないよう注意書きを掲載し、駐車位置を記した詳細の位置図がダウンロードできる。[1][2][3]

- [1] [【個人様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)
- [2] [【団体様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)
- [3] [根室市観光協会ウェブサイト>根室半島チャシ跡群](#)

Next Step

- ヲンネモトチャシに限定されない、観光地全体の来訪者の流れを管理する方針の策定
- 来訪者に対する影響管理
※参考事例「かまいしビジターガイドライン」

<https://kamaishi-dmc.com/corporate/wp-content/uploads/2024/01/かまいしビジターガイドライン.pdf>

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Visitor Management 来訪者管理

1.14 配慮が必要な場所における来訪者の行動

参考判定

文化的な行事や文化的・自然的に影響を受けやすい場所での来訪者の適切な行動に関するガイドラインが作成され、来訪者、ツアーガイド、ツアーオペレーターが訪問前および訪問時に利用可能になっている。

B

【要求事項】

指標1 来訪者の行動に関するガイドラインを記載した文書がある（はい/いいえ）

はい

a 現在における来訪者の行動に関する問題と、その問題に対処するための方針を記述してください。

- 春国岱・風蓮湖は多くの渡り鳥の渡来地、繁殖地として、国際的に重要な場所になっており、ラムサール条約湿地に登録されている。しかしゴミのポイ捨てや、ドローンを使った撮影等、野鳥に影響を与えるマナー違反が問題となっている。問題に対処するため、以下の対策を取っている。
- 春国岱・風連湖の周辺は、道立自然公園、国指定鳥獣保護区に指定されている。[1]
- 根室ワイズユースの会では、春国岱周辺において、ゴミ拾いや植生保護などの環境保全活動を実施している。[2][3]
- 周辺は「根室市自然公園条例」により、車での乗り入れが制限されている。[4]

[1] [風連湖・春国岱](#)

[2] [根室市ウェブサイト>根室ワイズユースの会 春国岱一斉清掃](#)

[3] [根室市ウェブサイト>春国岱環境保全活動を実施しました！](#)

[4] [根室市自然公園条例](#)

b 来訪者、ツアーガイド、ツアーオペレーターがガイドラインを利用可能になる方法、その時期（訪問前と訪問中）を明確にし、例を挙げて説明してください。

- 根室市春国岱野生野鳥公園ネイチャーセンターでは、利用者ルールを定め、ウェブサイトにおいて発信している。[1]
- 根室市ウェブサイトにおいて、ドローン使用時の注意事項を記載している。[2]

[1] [根室市春国岱野生野鳥公園ネイチャーセンターウェブサイト](#)

[2] [根室市ウェブサイト>春国岱における適切なドローンの使用について](#)

Next Step

- 来訪者の行動に関する分かりやすいガイドラインを策定し、公開する
（現在は春国岱野鳥公園ネイチャーセンターで発信しているルールが主なものであるが、それ以外の配慮が必要な場所についてもガイドラインを明確化する必要がある）

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Monitoring & reporting モニタリングと報告

1.15 持続可能性の指標とモニタリング

参考判定

環境、経済、社会、文化的な問題や観光による影響など、観光地の持続可能性に関わる指標を定期的に監視し、対応している。モニタリング方法は、定期的に見直されている。

B

【要求事項】

指標1 持続可能性の指標のモニタリングレポートがある：はい/いいえ

はい

指標2 モニタリングレポートを最後に更新した年

2023年

a 使用した持続可能性の指標リスト（または、モニタリングレポートを参照）。

- 根室市は、SDGsに沿った「第9期根室市総合計画」を策定し、各施策とSDGsの指標を対比して明確化し、それぞれのKPIを設定している。[1][2]
- 根室市は、以下の指標についてモニタリングを実施している。
 - <環境に関するモニタリング>
 - ①ごみの排出量、リサイクル率、最終処分率
 - ②水質
 - ③公害苦情件数
 - <経済に関するモニタリング> - 事業所数、就業者数、宿泊客数
 - <社会に関するモニタリング> - 家賃推移

[1] [根室市ウェブサイト>SDGsの取り組み](#)

[2] [第9期根室市総合計画におけるSDGsを踏まえた体系表](#)

b 持続可能性の指標の定期的なモニタリングのために実施された方法と、それがどのように定期的に見直されているかについて、説明してください。

- <環境に関するモニタリング>
 - ① 5年ごとに目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行っている。[1]
 - ② 水質検査は毎月実施し、問題があった場合は危機管理マニュアルに従って速やかに対処する。[2]
 - ③ 苦情件数は市において把握し、毎年度統計書に記載し報告している。[3]

[1] [一般廃棄物処理基本計画](#) (p.1)

[2] [根室市水安全計画](#) (p.16)

[3] [根室市統計書 令和5年版](#) (p.44)

c

観光による持続可能性の問題や影響にどのように対応しているかについて、例を挙げながら説明してください。

- 根室市観光協会の役員と行政は、月に一度「根室市観光協会 正副会長会議」を実施している。会議において、中長期の取り組みとして掲げる持続可能な観光地域づくりについて進捗を確認し、協議結果は次年度の予算編成及び事業実施計画に反映されている。[1][2][3][4]

- [1] 根室市観光協会 正副会長会議議事録 (R6.11)
- [2] 根室市観光協会 正副会長会議議事録 (R6.12)
- [3] 根室市観光協会 正副会長会議議事録 (R7.1)
- [4] 根室市観光協会総会R6事業計画

Next Step

- 持続可能性の指標の定期的なモニタリング方法を定める
(生態系、環境、経済、社会、文化、観光、人権など持続可能性に関する重要事項を網羅する)
- モニタリング方法の定期的な見直し

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Monitoring & reporting モニタリングと報告

1.16 見直しと評価

参考判定

方針と行動計画の目的・目標およびその実施結果は、定期的に監視・評価されている。

B

【要求事項】

指標1 観光政策と行動計画の監視と評価の報告書がある：はい/いいえ

はい

指標2 報告書を最後に更新した年

2023年

a 政策と行動計画の目的・目標に対する進捗状況、およびその実施結果がどのように監視・評価されているかについて記述してください。

- 根室市では、市の最上位計画である「第9期根室市総合計画」の推進にあたり、基本構想を政策レベル、基本計画を施策レベル、実施計画を事務事業レベルでそれぞれ評価できる「行政評価制度」の仕組みを構築し、評価の実施とともに総合計画の進捗管理を行っている。[1][2]
- 行政評価の結果は、その都度根室市のウェブサイトにおいて公開されている。[1]

- [1] [根室市ウェブサイト>行政評価](#)
- [2] [行政評価制度](#)

Next Step

- 観光振興計画の行動計画（アクションプラン）に沿って、進捗状況のモニタリングを実施
- モニタリング結果の公表

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Monitoring & reporting モニタリングと報告

1.17 サステナビリティレポートの公開

参考判定

持続可能性に関する主要な結果は、少なくとも2年ごとに一般に報告され、観光地の一般向けウェブサイトで公開されている。

C

【要求事項】

指標1 公開された報告書がある：はい／いいえ

いいえ

指標2 報告書を最後に更新した年

a 報告されたトピックを簡潔に要約し、観光地のウェブサイトで公開されている最新の公開レポートへのリンクを提供してください。

- ・ サステナビリティ・レポートは作成されていない。

Next Step

- サステナビリティ・レポートの作成及び公開

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Monitoring & reporting モニタリングと報告

1.18 認証に対する苦情（オプション）

参考判定

観光地は、グリーンDESTINATION基準への準拠に対する内部および外部の苦情に対処するシステムを備えている。苦情は記録され、再発防止のために効果的な是正処置が取られている。

N/A

【要求事項】

指標1

(GD) 認証に起因する苦情を管理するための方針文書および/または登録簿がある：はい/いいえ

いいえ

a

GD基準の遵守に対する苦情を、観光地がどのように記録しているかについて、記述してください。

認証に起因する苦情に対処するシステムは整備されていない。

b

どのように苦情に対処し、是正措置を取るかについて、説明してください。可能であれば、例を挙げて説明してください。

認証に起因する苦情に対処するシステムは整備されていない。

Next Step

- 認証に起因する苦情に対処する手続きの確立

※本項はGDのエントリーに際し生じる苦情への対処について定められた項目で、苦情相談の受付体制や、どのように苦情に対応することになっているのかについて問われておりますが、オプション項目であり、現時点で取り組みは必須ではありません。

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Legal & ethical compliance 法令と倫理の遵守

1.19 倫理規定と汚職1 (オプション)

参考判定

観光地は、経営陣およびその他のスタッフに対し、汚職・贈収賄防止および内部告発者保護に関するガイドラインを含む倫理規定を設けており、実施している。

B

【要求事項】

指標1 スタッフに適用される倫理規定がある：はい/いいえ

はい

a 観光地に関連する国の政策および/またはガイドラインを簡単に説明してください。これらの問題が国の政策で扱われていない場合、独自のものを作成してください。

- 汚職・贈収賄は刑法で禁じられており、行った者は罰せられる。[1]
- また公益通報者保護法により、内部告発を行った労働者に対する解雇や不利益な取り扱いが禁止されている。国は地方公共団体を対象に、公益通報者保護法に基づき、内部の職員などからの通報に対応する仕組みを整備することを目的としたガイドラインを作成している。[2][3][4]

[1] [刑法](#)

[2] [公益通報者保護法\(2004年法律第122号\)](#)

[3] [公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン \(内部の職員等からの通報\)](#)

[4] [公益通報者保護制度の概要と地方公共団体の役割](#)

b 倫理規定がどのように実施され、施行されるかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市では「第6次 根室市行財政改革プラン」において、法令遵守や公務員倫理の確立を掲げ、職場環境の向上やコンプライアンスの徹底に取り組むこととしている。[1]

[1] [第6次 根室市行財政改革プラン](#) (pp.14-15)

Next Step

- 根室市内における公益通報者保護法の施行について、その手順を具体的に定め、公開する
 - ・ 公益通報者窓口の設置
 - ・ 公益通報者保護に関する処理要綱等の整備

SECTION 1 : Destination management 観光地管理

Legal & ethical compliance 法令と倫理の遵守

1.20 公正な競争と責任ある公共調達（オプション）

参考判定

観光地は、公共調達に関する国内法を遵守し、品質、価格、持続可能性の側面に基づいて契約を行なっている。

B

【要求事項】

指標1 公正で責任ある公共調達に関する政策文書がある：はい／いいえ

はい

a 公正で責任ある調達に関する関連（国、地方）の方針を簡単に説明してください。調達方針の持続可能性の要素について詳しく説明してください。

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、国や地方公共団体は、環境への負荷が少ない物品などへの需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境への負荷が少ない物品など選択するよう努めなければならないとされている。[1]
- 北海道は「北海道グリーン購入基本方針」を策定し、環境負荷の少ない物品などの調達をより一層推進することで、環境保全商品の開発促進や市場拡大に寄与するとともに、地域経済における環境物品などの需要転換を促し、持続可能な循環型社会の構築を目指すとしている。[2]

[1] [国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律](#)

[2] [北海道グリーン購入基本方針](#)

b 国や地方自治体の政策がどのように実施され、施行されているかについて、例を挙げて説明してください。

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、国は、環境への負荷が少ない物品などの調達の推進に関する基本方針を定めなければならない。また、各省庁は、毎年度、環境への負荷が少ない物品などの調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知しなければならないとされている。[1]

[1] [国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律](#)

Next Step

■ 地域独自の調達方針の策定

（参考）

地方公共団体のグリーン購入取り組みランキングによると、根室市は0点の評価（最下位）である。

https://www.gpn.jp/assets/pdf/press_release/release_240605-1.pdf

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & conservation 自然と保全

2.1 自然保全

達成度判定

観光地には、生態系、生息地、生物種を保全する仕組みがある。

A

【要求事項】

指標1 自然保全の政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

指標2 観光地に占める自然地域の割合（年を指定）：2000年または2010年以降の情報を追加

40.7%（2023年）
※山林 121.14km² / 池沼 3.03km² / 原野 80.27km

36.4%（2000年）
※山林 132.94km² / 池沼 3.03km² / 原野 47.39km

[1] [根室市統計 令和5年\(2023年\)版 \(p.1\)](#)

[2] [根室市統計 平成12年\(2000年\)版 \(p.1\)](#)

指標3 観光地に占める合法的に保護された自然地域の割合（最大3年前のデータ）

22.8%（道立自然公園の面積／市の面積）

a

観光地に関連する国の自然保全政策を簡潔に説明してください。

- 根室市の区域内には北海道立自然公園条例に基づく道立自然公園が1つあり、「野付風蓮道立自然公園」は、北海道根室振興局が法に基づき各種規制を実施している。[1][2]
- 「野付風蓮道立自然公園」は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約に登録されており、湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流、学習（CEPA）」が実施されている。[3]
- 根室市は「自然公園条例」及び「根室市総合計画」を策定し、環境保全を実施している。[4][5][6]
- 根室市には、以下の保護区が制定されている。
 - 1) ユルリ・モユルリ鳥獣保護区（絶滅危惧種の野鳥の繁殖地）[7]
 - 2) 渡邊野鳥保護区フレシマ（環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」にも選定されている）[8]
 - 3) 道指定根室丹根沼水源鳥獣保護区 根室丹根沼水源特別保護地域 [9]
 - 4) 風蓮湖・春国岱 国指定風蓮湖鳥獣保護区 風蓮湖特別保護地区 [2][10]

[1] [北海道立自然公園条例](#)

[2] [野付風蓮道立自然公園管理指針](#)

[3] [ラムサール条約](#)

[4] [根室市立自然公園条例](#)

[5] [根室市自然公園施設管理規則](#)

[6] [第9期根室市総合計画（pp.154-159）](#)

[7] [ユルリ・モユルリ鳥獣保護区指定計画書](#)

[8] [自然共生サイト認定サイト情報（渡邊野鳥保護区フレシマの詳細）](#)

[9] [根室丹根沼水源鳥獣保護区\(特保\)指定計画書](#)

[10] [国指定風蓮湖鳥獣保護区指定計画書\(案\)](#)

b

自然環境を効果的に保護するために、国や地方の政策がどのように実施され、施行されているか、例を挙げて説明してください。

- 自然公園の区域は、特別地域（第1種～第3種）、普通地域に区分され、自然環境や風致景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されており、行為を行う際は許可や届出が必要である。[1]
- 根室市では根室市総合計画で、環境の保全について定めている。市民、企業、地域、行政が協力し、自然環境の保全や再生可能エネルギーの活用、地域産業との連携を推進している。また自然資源を賢明に利用しながら、自然保護や環境再生の取り組みを強化し、持続可能な未来を築き、自然と共生するまちづくりを目指している。[2]

[1] [北海道立自然公園条例](#)

[2] [第9期根室市総合計画（pp.154-159）](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & conservation 自然と保全

2.2 観光が自然に与える影響

参考判定

観光が自然環境に与える影響を測定し、モニタリングしている。観光による自然への影響が特定され、適切に対処されている。

B

【要求事項】

指標1 観光が及ぼす影響のモニタリングに関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 観光による自然への影響をどのようにモニタリングするかを説明してください（観光地内からの旅行者が原因となっているケースの場合、域外でのモニタリングも含みます）。

- 北海道立自然公園条例に基づき、根室市の区域内には北海道立自然公園条例に基づく道立自然公園が1つあり、「野付風蓮道立自然公園」は、北海道根室振興局が法に基づき各種規制を実施し管理している。[1][2]
- 「野付風蓮道立自然公園」は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約に登録されており、湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流、学習（CEPA）」が実施されている。[3]

[1] [北海道立自然公園条例](#)[2] [野付風蓮道立自然公園管理指針](#)[3] [ラムサール条約](#)

b 特定された自然環境（水を含む）への影響が、対策や解決策によってどのように対処されているかについて、例を挙げながら明確に説明してください。

- ラムサール条約登録湿地である、野付風蓮道立自然公園に位置する風蓮湖・春国岱や道立自然公園などをはじめとする環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際は事前に北海道自然環境保全部局や環境省釧路自然環境事務所等、関係機関との調整を図っている。多様な野生動植物の生育・生息に十分配慮し、希少な野生動植物が確認された場合には、自然環境部局等と十分な調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、これらが保全されるよう十分配慮している。[1][2][3]

[1] [野付風蓮道立自然公園管理指針](#)[2] [ラムサール条約](#)[3] [野付風蓮道立自然公園 風蓮湖・春国岱に関する情報](#)

Next Step

- 市内全域における、自然環境に環境が与える影響（訪問者の行動、生物多様性、野生生物関連の問題）について、2年に1回のモニタリング実施
- モニタリング結果を基に、対策を実施

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & conservation 自然と保全

2.3 天然資源の保護（オプション）

参考判定

天然資源の保護が適切に組織化され、実施されており、持続不可能な利用が制限されている。

B

【要求事項】

指標1 天然資源保護に関する政策文書または報告書がある：はい/いいえ

はい

a 観光地に関連する国や地方の政策について簡単に説明してください。

- 国は「自然環境保全法」、「生物多様性基本法」を制定し、自然環境の保全、生物多様性の保護を、市民・事業者（企業）・市（行政）の責務、施策の基本的な事項として定めている。[1][2]
- 北海道の制定する「北海道環境基本条例」に基づき、「根室市総合計画」では環境保全について定めている。新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っている。また、北海道は、自然公園法または北海道立自然公園条例により、野付風連道立自然公園管理指針を策定し、自然環境保全に努めている。[3][4][5]
- 水産資源の保護培養のため水産資源保護法第18条第1項の規定により1河川(西別川)が保護水面に(設定されている。また、北海道漁業調整規則第37条第2項により4河川(別当賀川、姉別川、武佐川、春苅古丹川)が資源保護水面に設定されている。[6]
- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湖沼を保全することを目的とした「ラムサール条約」に「風蓮湖・春国岱」が重要な湿地として登録されている。[7]

[1] [自然環境保全法](#)

[2] [生物多様性基本法](#)

[3] [北海道環境基本条例](#)

[4] [第9期根室市総合計画 \(pp.154-159\)](#)

[5] [野付風連道立自然公園管理指針](#)

[6] [根室振興局 資源保護水面 \(pp.34-36\)](#)

[7] [ラムサール条約](#)

b

天然資源を効果的に保護するために、国や地方自治体の政策がどのように実施され、施行されているかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市は「根室市総合計画」において、環境保全と自然保護を重要な施策として位置づけている。具体的には、ラムサール条約に登録されている風蓮湖や春国岱などの湿地を含む多様な自然環境の保護に努めている。[1][2]
- 野付風連道立自然公園の管理指針に基づき適切に管理されている春国岱には、砂浜、砂丘、草原、森林が広がり、浜提間には塩性湿地や湿原が、周囲には干潟や海草藻場が広がるなど、非常に多様な生態系が形成されている。特に、中央の浜提には、世界的にも珍しい砂丘上に形成されたアカエゾマツ林を見ることができる。[3]

[1] [第9期根室市総合計画 \(pp.154-157\)](#)

[2] [ラムサール条約](#)

[3] [野付風連道立自然公園管理指針](#)

Next Step

- 地域に存在する持続不可能な資源のリストアップ
(水、水産資源、木材、砂、石炭、石油、ガス、鉱物、宝石、石など)
- これらの資源を保護するための施策
- 地域住民や観光客へ、資源保護の取り組みに対する説明(ウェブサイトへの掲載や看板、パンフレット等)を実施

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & conservation 自然と保全

2.4 侵略的外来種

参考判定

侵略的外来種の持ち込みと拡散について適切に対処し、防止している。

B

【要求事項】

指標1 侵略的外来種の防止と対策に関する政策文書または報告書がある：はい／いいえ

はい

a 観光地に関連する侵略的外来種に関する（国際的、国内的、地域的）政策を簡潔に記述してください。

- 国の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき特定外来生物は、輸入・飼養等が規制されるとともに、防除が推進されている。[1]

[1] [外来生物法](#)

b 外来生物／バイオセキュリティに関する地域の課題を簡潔に説明し、これらの課題に対処するために関連する政策がどのように実施・施行されているかについて、例を挙げて説明してください。

- 北海道全域で特定外来生物に指定されているウチダザリガニやオオハンゴンソウは、根室市でも確認されている。これらは飼育、運搬、放出などが法律で厳しく規制されている。[1][2][3][4][5]
- 北海道の指定外来種であるセイヨウオオマルハナバチが増え、希少種ノサップマルハナバチと近縁種エゾオオマルハナバチの生息域の減少や交雑といった問題が深刻化している。[6]
- 環境省や農林水産省においても、これらの外来生物に対する適切な管理と防除が求められている。外来生物を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」ことを心掛け、生態系の保全の活動が行われている。[5]
- 根室市春国岱では「根室ワイズユースの会」及び地元小中学校による外来種（オニハマダイコン）の防除活動が行われている。[7][8]

[1] [北海道 外来種対策](#)

[2] [北海道外来種対策基本方針](#)

[3] [北海道外来種リスト](#)

[4] [根室市鳥獣被害防止計画](#)

[5] [環境省 農林水産省 生態系被害防止外来種リスト](#)

[6] [保全生態学研究レポート](#)

[7] [根室市ウェブサイト>春国岱環境保全活動を実施しました！](#)

Next Step

- 市内(地域)に生息する侵略的外来種のリストアップ
- オニハマダイコン以外の外来種を防除するための取り組みを実施（実施後は記録を残す）

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & conservation 自然と保全

2.5 風景と景観（オプション）

参考判定

自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。

B

【要求事項】

指標1 風景や景観的価値の保護に関する政策文書や報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 関連する政策を簡潔に説明してください（国際、国内、地域など）。

- 国は、景観法において、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定をはじめ、その他の施策を総合的に講じている。[1]
- 北海道は「北海道景観条例」の施行と「北海道景観計画」の策定を行い、「景観行政団体」として景観を生かした景観づくりを推進している。根室市も「景観計画区域」に指定されており一定規模を超える、建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等の行為を行う場合は知事に届出が必要となっている。[2][3]
- 根室振興局は景観法に基づく行為の届出等の参考のため、根室振興局管内各市町の「地域の良好な景観資源」と「主要な展望地」を指定している。[4][5]

[1] [景観法](#)

[2] [北海道景観条例](#)

[3] [北海道景観計画 \(pp.7-12\)](#)

[4] [根室振興局 まちづくり](#)

[5] [「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」マップ](#)

b 既存の景観の価値、現在の課題を説明し、風景や景観を保護するために政策がどのように実施されているか、また景観の劣化や都市型景観への拡大をどのように効果的に回避しているかについて、例を挙げて説明してください。

【既存の景観の価値】

- 根室市は、風蓮湖や春国岱などの自然景観を有し、緑深い森や数々の湖沼、湿原、美しい海岸が広がっている。[1]
- アイヌ民族の祭祀跡とされる遺跡「チャシ」が数多く存在し、国指定史跡に「根室半島チャシ跡群」として指定されている。[2]

【現在の課題】

- 都市化の進行や再生可能エネルギー施設の建設などにより、景観の劣化や自然環境への影響が懸念されている。特に、風力発電や太陽光発電施設の建設に伴う景観への影響や、自然環境の保全が課題となっている。[3]

【回避策】

- 根室市は、景観の劣化や都市型景観への拡大を回避するため、以下の計画を策定している。
 - 1) 緑の基本計画
2026年度までの22年間の計画期間とし、緑地の保全および緑化の推進に関する基本方針を定めている。[4]
 - 2) 都市計画マスタープラン
計画に基づき、市街地の整備と保全を進めている。これにより、無秩序な開発を防ぎ、良好な景観の維持に努めている。[5]

[1] [野付風蓮道立自然公園](#)

[2] [根室市文化財保護条例](#)

[3] [根室市 再生可能エネルギーを活用した発電施設の建設に関する指導要領](#)

[4] [根室市緑の基本計画](#)

[5] [根室市都市計画マスタープラン](#)

Next Step

- 風力発電や太陽光発電施設の建設に伴う景観への影響について、有効な回避策を示す（市独自の景観計画・景観条例の策定等）

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & animal experience 自然と動物体験

2.6 野生生物の保護

参考判定

種（動物、植物、すべての生物）の保全は、地域や国の規制、国際条約や協定を遵守するため、効果的に規制されている。これには、野生生物種とその製品の収穫、捕獲、取引、展示、販売も含まれ、その保護と持続可能な管理を保証している。

B

【要求事項】

指標1 野生生物の保護に関する政策文書、規制、報告書がある：はい／いいえ

はい

a 観光地に存在する最も重要な野生生物（保護されている動植物種）、および現在抱えている課題について説明してください。

- 根室市に存在する最も重要な野生生物として、シマフクロウやタンチョウ、エトピリカ、オオワシが挙げられる。シマフクロウは、世界最大級のフクロウで、河川や湖沼周辺の森林に生息し、絶滅危惧IA類に分類されている。タンチョウは、根室市内でも繁殖が確認されており、絶滅危惧II類(VU)に分類されている。[1]
- 現在抱えている課題として、開発や環境変化により、湿原や森林などの生息地が減少や外来種の侵入により、在来種の生態系が脅かされていることが挙げられる。そのため、その区域内では保護が必要な希少野生生物として、
 - 環境省レッドリスト掲載種 [2]
 - 北海道レッドリスト[3]
 - 北海道 天然記念物種 [4]
 による指定を行い、保護・保全活動を行っている。
- 国内のレッドリストは環境省によって作成され、データベースは国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに反映される。
根室市内に生息する生物のうち、ゼニガタアザラシ、ウミガラス、エトピリカ、チシマウガラス、オオワシ、オジロワシ、タンチョウ、アカアシシギ、マダラウミスズメ、クマガラ、ケイマフリ、コシヤクシギ、チュウヒ、ハイタカ、ハヤブサ、ミコアイサがIUCNのレッドリスト掲載されている。[5]

- [1] [根室市 希少鳥類に関する資料](#)
- [2] [環境省レッドリスト掲載種](#)
- [3] [北海道レッドリスト](#)
- [4] [北海道 天然記念物種](#)
- [5] [IUCN レッドリスト](#)

b

野生生物種とその製品の収穫、捕獲、取引、展示、販売など、観光地がどのようにその保護を保証しているかについて、例を挙げて説明してください。

- 北海道では、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき「希少野生動植物種の保護を図るための基本方針」が定められている。[1]
- 特定希少野生動植物種の生きている個体の譲渡業務を伴う事業については、北海道知事に対し事業者登録を行わなければならない。[2]
- 根室市では、シマフクロウ等の希少な鳥類の保護を目的に、希少鳥類に精通した者を市長が保護監視員として委嘱する制度が設けられている。[3]

[1] [希少野生動植物種保護基本方針](#)

[2] [特定希少野生動植物種の生きている個体の譲渡業務 事業者登録者一覧](#)

[3] [北海道鳥獣保護管理事業計画 \(pp.35-36\)](#)

Next Step

- 根室市内に生息するすべての野生動植物について、固有のリストを作成する
- 住民や旅行者へ対する周知の実施

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & animal experience 自然と動物体験

2.7 自然や野生動物との交流

参考判定

観光地は、野生動物との交流に関して、地域、国、国際的な法律や基準を遵守するための仕組みを備えている。野生動物との交流は、累積的な影響を考慮した上で、当該動物や野生動物群の生存能力・行動への悪影響を回避するために、非侵襲的かつ責任を持って管理されている。

B

【要求事項】

指標1 野生動物観光の相互作用に関する政策文書または報告書がある：はい/いいえ

はい

a 観光地で最も一般的な来訪者と野生動物との交流について説明してください。

- 根室市内全域で、エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ラッコ、タヌキなどが生息し、住民や来訪者との交流が確認されている。中でもエゾシカは個体数の増加に伴い、農作物や森林植生への被害が深刻化し、特に春国岱では、海浜植生への影響が報告されている。ヒグマは年間40件以上の目撃情報が寄せられ、人や家畜への危害が懸念されている。[1]
- 根室市は、多種多様な渡り鳥が訪れるバードウォッチングの聖地として知られている。毎年1月に開催される「根室バードランドフェスティバル」は、鳥類観察や自然保護に関するイベントで、期間中は多くの観光客や愛鳥家が訪れる市の重要な観光資源である。また、歯舞・落石地区では、外洋に生息するエトピリカなどの海鳥の観測を目的としたネイチャークルーズが運行され、来訪者に人気のアクティビティとなっている。[2][3][4]

[1] [根室市鳥獣被害防止計画 \(pp.1-10\)](#)

[2] [ねむろバードランドフェスティバル 2025](#)

[3] [根室市観光振興計画 \(pp.6, 12, 16\)](#)

[4] [根室市観光協会 ネイチャークルーズ](#)

b 観光客と野生動物との破壊的な交流を避けるために実施されている規制、対策、ガイドラインについて、例を挙げて説明してください。

- エゾシカには高い繁殖力があり、分布域を拡大しながら生息数を増やしている。その結果、交通事故の増加などの人間社会への影響が近年問題となっている。北海道では、「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、捕獲等による個体数の管理や捕獲個体の有効活用推進など、総合的かつ計画的なエゾシカ対策に関し、基本理念を定めている。[1][2][3][4]
- 北海道では近年市街地に出没するヒグマが増加しており、根室市内でも目撃されている。根室市はウェブサイトでの注意喚起を行っている。[5]
- 根室市の設置する「春国岱ネイチャーセンター」では、来訪者へ向けて、野生動物にむやみに近づかないことや野生動物にエサを与えないことなど、注意喚起を行っている。[6]

[1] [北海道エゾシカ対策推進条例](#)

[2] [エゾシカ管理計画の概要](#)

[3] [公表用 捕獲数の推移\(R5速報\)](#)

[4] [R4 北海道 エゾシカ有効活用の取組](#)

[5] [根室市 ヒグマ目撃情報](#)

[6] [春国岱ネイチャーセンター 利用上のルール](#)

Next Step

- 野生動物との関わり方についてのガイドライン策定
- 旅行者への周知（マナーブック、ビジターセンターでの掲示等）

SECTION 2 : Nature & scenery 自然と景観

Nature & animal experience 自然と動物体験

2.8 飼育動物の福祉

参考判定

観光地には、動物福祉に関する地域、国内、国際的な法律や基準を確実に遵守するための仕組みがある。野生動物は、認可された適切な設備を備えた人が、適切に規制された活動のためにのみ、繁殖または飼育することができる。すべての野生動物および家畜の飼育、ケア、取り扱いは、動物福祉の最高基準を満たし、効果的に管理されている。

B

【要求事項】

指標1 野生動物観光の相互作用に関する政策文書または報告書がある：はい/いいえ

はい

a 観光地で最も一般的な来訪者と野生動物との交流について説明してください。

- 動物の愛護及び管理に関する法律では、勧告に従わない事業者に対し、命令や公表を行えることとされ、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法等について報告を求め、事業所に立ち入り飼養施設等の検査を行うこととされている。[1]

[1] [動物の愛護及び管理に関する法律](#)

b 観光客と野生動物との破壊的な交流を避けるために実施されている規制、対策、ガイドラインについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市で酪農体験や家畜動物園を運営する「明郷伊藤牧場」では、動物福祉を考慮した観察方針をホームページで公開している。[1][2]

[1] [根室市観光協会 酪農体験](#)

[2] [明郷伊藤牧場 ご来場者の皆さまへのお願い](#)

Next Step

- 酪農体験や家畜動物園を運営している事業者が動物福祉にどのように対応し、効果的に管理されているかを調査により定期的に確認
- 必要に応じ、事業者に対して動物飼育に関するルール順守や、動物福祉についての啓蒙を実施

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Land use & pollution 土地利用と汚染

3.1 騒音

参考判定

騒音は適切に規制され、最小限に抑えられている。観光事業者と訪問者は、騒音を最小限に抑えるように奨励されている。

A

【要求事項】

指標1 騒音問題についての政策文書、方針、または報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 特に観光とレジャーに関連した騒音の主な発生源と理由を列挙してください。

- ・ 飲食店の営業等に用いられる音響機器から発生するもの、観光客の話し声によるもの、店舗の宣伝のための拡声放送によるもの、鉄道やバス、自家用車などの交通機関から発生するものがある。
- ・ 2018年度～2022年度の5年間で、根室市に寄せられた騒音に対する苦情は1件のみであり、騒音は大きな問題とはなっていない。[1]

[1] [根室市統計書 2023年版](#) (p.44)

b 騒音問題がどのように規制され、最小化されているかを明確にし、例を挙げて説明してください。

- ・ 根室市では騒音規制法に基づき、指定地域を定めて区域ごとの騒音の規制基準を定めている。[1][2][3]
- ・ また北海道は北海道公害防止条例を制定し、拡声機の使用の制限（第65条）、深夜における営業者の騒音防止義務（第66条）について定めている。[4]
- ・ 根室市も根室市公害防止条例を制定し、拡声機の使用制限（第16条）、夜間の静穏保持（第18条）について定めている。[5]

[1] [騒音規制法](#)

[2] [騒音規制法に係る指定地域及び規制基準](#)

[3] [騒音・振動・悪臭規制地域マップ](#)

[4] [北海道公害防止条例](#)

[5] [根室市公害防止条例](#)

c 事業者や訪問者に騒音の最小化をどのように奨励しているか、例を挙げて説明してください。

- ・ 騒音防止法に基づき、規制基準が守られておらず、周辺的生活環境が損なわれる場合には、騒音・振動の防止について、事業者は改善勧告、改善命令を受ける（第12条）。適切な届出をしない場合や改善命令に従わない場合、懲役又は罰金が科される（第29条）。[1]
- ・ また、北海道公害防止条例に基づき、北海道知事は、拡声機の使用や深夜の騒音により住民の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる（第68条）。[2]
- ・ 根室市公害防止条例に基づき、根室市長は、バー、キャバレー、喫茶店、料理店、映画館、ボーリング場、その他これらに類する事業を営む者が規制基準を超えて音響器音、楽器音、その他の機器音による騒音を発生させた場合、改善命令を出すことができる（第21条）。[3]

[1] [騒音規制法](#)

[2] [北海道公害防止条例](#)

[3] [根室市公害防止条例](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Land use & pollution 土地利用と汚染

3.2 光害

参考判定

光害による野生生物、住民、訪問者の体験への影響が適切に対処されている。観光事業者と訪問者は、光害を最小限に抑えることが奨励されている。

B

【要求事項】

指標1 野外の光害に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 特に観光・レジャーに関連した主な光源と理由を列挙してください。

飲食店の夜間営業等に伴う屋外の看板、宿泊施設の照明が屋外に漏れるもの、街路灯が、観光・レジャーに関連した主な光源として挙げられる。また、根室市および根室市観光協会では毎年4月に、市内の明治公園で夜間のライトアップイベントを実施している。

b 光害問題がどのように規制され、最小化されているかを明確にし、例を挙げて説明してください。

環境省の光害対策ガイドラインにおいて
 i. 全ての照明の目的を明確にすること
 ii. 必要な範囲のみ照射すること
 iii. 必要な時にのみ点灯すること
 iv. 必要以上の明るさにしないこと
 v. なるべく低い相関色温度の照明器具（電球色等）を使うことを原則とし
 ・適切な配光制御
 ・点灯時間管理
 ・適切な光量・光色の設定・選択
 を行うべきであるという指針を示している。

[1] [環境省光害対策ガイドライン](#) (P.33-37)

c 光害を最小限に抑えるために、事業者や訪問者にどのような働きかけをしているか、例を挙げて説明してください。

現在は、事業者や訪問者に対する働きかけは行われていない。
 将来的には、明治公園で行うライトアップイベントを運営する実行委員会において、ライトアップによるリスクや課題について、モニタリングや協議の機会を持つことを検討する。

Next Step

- 明治公園でのライトアップイベントにおける運営方針の明文化（自然環境への配慮や、照射時間のコントロールについて示す）
- イベント時の照度や野生動物への影響等の調査、その結果を踏まえた対策の実施
- 光害対策に関する市独自のガイドラインの策定および事業者への周知

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Land use & pollution 土地利用と汚染

3.3 土地利用と計画

参考判定

開発およびインフラ事業の場所と性質を管理し、環境、経済、社会文化的な影響評価を要求し、持続可能な土地利用、設計、建設、取り壊しを統合する空間計画ガイドライン、規制、政策を持っている。

B

【要求事項】

指標1 敷地計画に関する規制やガイドラインを含む政策文書がある：はい/いいえ。

はい

a 敷地開発の影響評価について、関連する（国、地方）敷地計画政策とプロトコルを簡単に説明してください。

- 根室市は国の都市計画法に基づき、北海道の都市計画区域マスタープラン、根室市総合計画に即して都市計画マスタープランを策定し、それに基づいて毎年都市計画を決定している。

- [1] [都市計画法](#)
- [2] [根室都市計画（根室市）](#)
- [3] [第9期根室市総合計画 基本構想](#) (pp.60-61)
- [4] [根室市都市計画マスタープラン](#)
- [5] [2023年度 根室市の都市計画](#)

b 国や地方自治体の政策がどのように実施され、施行されているかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市は地域の特性に合わせて12種類の用途地域を定め、居住環境の保護や都市機能の維持増進を図っている。[1]
- また、市街地全域を三つの地域に区分し、都心部を「都心部経済拠点地域」、郊外部を「郊外部生活拠点地域」、沿岸部を「沿岸部産業拠点地域」と位置付け、それぞれの地域課題に応じた方策と将来目標の設定を行っている。[2]

- [1] [2023年度 根室市の都市計画](#) (pp.1, 5-7)
- [2] [根室市都市計画マスタープラン](#) (pp.89-106)

Next Step

- 都市開発による環境、経済、社会文化的な影響評価の定期的な実施および報告書の作成・公開
- 市外資本による開発の規制の実施

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Water management 水の管理

3.4 水資源の調達

参考判定

観光地の水資源と使用量が適切に管理され、モニタリングされている。水に関するリスクが評価され、文書化されている。リスクがある場合、観光による水利用が地域社会や生態系の水の需要を損なわないよう、ウォーター・スチュワードシップの目標を定め、企業とともに積極的に推進している。

A

【要求事項】

指標1 水に関するリスクと水資源の管理を目的とした政策文書がある：はい/いいえ。

はい

指標2 水資源のモニタリング報告書がある：はい/いいえ

はい

a 真水がどのように調達され、管理され、モニタリングされているかについて説明してください。

- 根室市の上水道は温根沼・丹根沼、ノツカマップ川（五番川）、コタンケシ川（三番川）牧の内ダムを水源として、導水管及びポンプ施設により桂木浄水場に送っており、浄水処理後配水池に貯え飲料用水として給水を行っている。簡易水道は、西別川水系（コトンナイ川）を水源とした別海町からの営農用水を水源として給水を行っている。[1]
- 根室市では毎年水道水質検査計画を策定し、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目や水質基準項目に加え、温根沼・丹根沼の監視に必要な項目と水質管理上必要とされる項目について検査を行っている。[1][2][3]

[1] [根室市水道ビジョン](#) (pp.3-4, 7-11, 22-24)

[2] [2024年度 水道水質検査計画](#)

[3] [水道法](#)

b 水に関するあらゆるリスク、およびこれらのリスクがどのように評価され文書化されているかについて記述してください。どのようなウォーター・スチュワードシップの目標が設定され、それが企業とともにどのように積極的に追求されているかについて、説明してください。

- 根室市は根室市水道ビジョンにおいて、以下のようなリスクを挙げ、これらに対する対策を講じている。
 - 将来的な水需要・給水人口の減少、経年劣化に伴う老朽管の改築・更新需要の増加などによる経営の悪化
 - 日本有数の地震多発地帯であり、水源である温根・丹根沼については太平洋側沿岸に近接しているため、大規模地震に伴う津波の影響を受けやすいこと [1]
- また、水道の水質に関するリスクに対しては、根室市水安全計画を策定して対応措置を講じている。[2]

[1] [根室市水道ビジョン](#)

[2] [根室市水安全計画](#)

c

観光による水利用が、地域社会や生態系の水需要を脅かさないよう、どのように確保されているかについて、説明してください。

- 根室市の水源余裕率（1日の最大配水量に対する、確保している水源水量の余剰分の割合）は146.5%と、1日の最大配水量の2.5倍近い水源水量があり、観光による水利用が地域社会や生態系の水需要を脅かすことのない状況にある。[1]

[1] [根室市水道ビジョン](#)（p.22）

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Water management 水の管理

3.5 水使用量の削減（オプション）

参考判定

観光地での水の使用量を削減するための定量的な目標を設定し、節水対策を実施している。

C

【要求事項】

指標1 水の消費量の削減を目的とした政策文書がある：はい/いいえ

いいえ

a 水の消費量をどのように監視し、どのような対策を実施しているかについて、説明してください。

- 根室市では毎月水道メーターの検針を行うことで各使用者の水道使用量を監視している。[1]
- 根室市の水源余裕率（1日の最大配水量に対する、確保している水源水量の余剰分の割合）は146.5%と、1日の最大配水量の2.5倍近い水源水量があり、観光による水利用が地域社会や生態系の水需要を脅かすことのない状況にある。[2]
- 対策として、市のウェブサイトにおいて市民に節水を呼びかけ、節水する方法の例を提示している。[3]

[1] [根室市ウェブサイト>水道料金について](#)

[2] [根室市水道ビジョン](#) (p.22)

[3] [根室市ウェブサイト>水の上質な使い方](#)

Next Step

- 水使用量削減のための方針の策定・定量的な目標の設定
- 水使用量削減のための取組の実施（節水の呼びかけ、節水機器購入の助成等）

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Water management 水の管理

3.6 水質の監視と対応

参考判定

飲料水、レクリエーション、生態系のための水質が適切に監視され、その結果は一般に公開され、水質問題に対して迅速に対応する仕組みが存在している。

A

【要求事項】

指標1 水質（飲料用、娯楽用、生態系用）のモニタリングレポートがある：はい/いいえ

はい

a 飲料水、レクリエーション、生態学的目的の水質がどのように監視されているかについて、説明してください。

根室市では、水道水の色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素）について、各給水区域の端末蛇口7地点で1日1回検査を行っている。また、より詳細な病原微生物、金属類、無機物、有機物などの残留濃度の検査を月1回～年1回の頻度で実施している。[1]

[1] [2024年度 水道水質検査計画](#)

b 水質のモニタリング結果がどのように公表されるかについて、説明してください（例：関連するウェブページへのリンクを提供する）。

水道水の水質検査結果は、毎月根室市のウェブサイト上で公表される。
<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kensetsusuidoubu/suidouka/shisetujoho/jousuijou/oshirase/787.html>

[1]

[1] [根室市ウェブサイト>水質基準について](#)

c 万が一、水質問題が発生した場合の対応にあたる体制について説明してください。

根室市では、水質問題が発生した場合の対応にあたる体制を根室市水安全計画にまとめ、公表している。水質問題を水道事業による巡回点検や情報連絡網によって速やかに発見し、情報連絡や現地調査により状況を的確に把握するとともに、浄水場への情報連絡を行うとしている。発生時には設定した対応措置に基づき、水道管の洗浄や送水及び配水系統の切替えなどの対応を迅速かつ適切に実施するとしている。[1]

[1] [根室市水安全計画](#) (p.16)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Water management 水の管理

3.7 廃水処理

参考判定

観光地では、浄化槽や廃水処理システムの設置、メンテナンス、排出物のテストについて、明確なガイドラインが施行されている。観光地では、廃水が適切に処理され、地域住民や環境に悪影響を与えることなく、安全に再利用または放出されるようになっている。

B

【要求事項】

指標1 廃水処理に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

指標2 少なくとも二次レベルまで処理された廃水の割合：国平均（調査年を併記）。

93.3% (2024) [1]

[1] [都道府県別汚水処理人口普及状況](#)

指標3 少なくとも二次レベルまで処理された廃水の割合：観光地平均（調査年を併記／2000年または2010年以降の情報）

82.1% (2024) [1]

[1] [汚水処理人口普及率（人口規模別）](#)

a 特に観光・レジャーに関連した廃水に関する課題を列挙してください。

- 根室市の汚水処理人口普及率は全国平均を下回っており、公共下水道を利用していない工場や事業場からの排水および一般家庭からの生活排水等のほとんどが根室海域およびその流入河川に排出されている。そのため、豊富な水産資源を有している根室海域の水環境への影響が懸念される。実際に2019年度時点では、根室港の一部の地点でCOD値が環境基準を超えている。[1][2]
- 日本有数の地震多発地帯であり、高潮および津波被害が想定されるポンプ場施設については、耐水化計画を作成する必要がある。[1]

[1] [根室市下水道中期ビジョン（2021-2030）](#)（pp.17-21）[2] [環境保全行政の概要 2020年度版](#)（pp.7-11）

b 国や地域の政策がどのように実施され、施行されているかを説明してください。排水に関する問題があれば、それをどのように解決したかを明確にし、例を挙げて説明してください。

- 根室市は下水道の現状と課題を根室市下水道中期ビジョン（2021-2030）にまとめ、それに基づいて政策を実行している。[1]
- 下水道処理区域内での接続率を向上させるために、水洗化工事または排水設備工事を実施する家庭に、市が指定する金融機関に対して融資のあっせんを行っている。[2]

[1] [根室市下水道中期ビジョン（2021-2030）](#)[2] [根室市ウェブサイト>水洗便所改造資金融資あっせん制度のご案内](#)

c 排水による影響を軽減するために事業者を巻き込んでいるか、またどのように巻き込んでいるかを説明してください。

水質汚濁防止法および水質汚濁防止法施行令に基づき、旅館業や一定面積以上の飲食店を営もうとする場合には、特定施設として、あらかじめ汚水などの処理の方法や排出水の汚染状および量などの必要事項を北海道知事に届け出なければならない。[1][2][3]

- [1] [水質汚濁防止法](#)
- [2] [水質汚濁防止法施行令](#)
- [3] [水質汚濁防止法に基づく届出の手引き](#)

Next Step

- 排水による影響を軽減するための市独自の事業者向けガイドラインの策定・周知

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Waste and recycling 廃棄物処理とリサイクル

3.8 固形廃棄物の減量

参考判定

固形廃棄物を削減するための定量的な目標が設定され、適切なモニタリングと報告が行われている。特に、プラスチックや使い捨て用品、食品廃棄物の排除または削減に留意している。

B

【要求事項】

指標1 廃棄物削減に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

指標2 使い捨てプラスチックの削減を目的とした政策文書がある（はい/いいえ）

はい

a 廃棄物管理方針を要約し、廃棄物削減のためにどのような定量的目標が設定されているかを説明してください。

根室市は一般廃棄物処理基本計画を策定し、推進方策として「ごみ発生・排出抑制の推進」、「ごみの再使用・再生利用の推進」、「ごみの適正処理の推進」、「地域の環境保全の推進」を定めている。

定量的目標として、以下を定めている。[1]

- ・ごみ排出量：10,809 t（2018年度）→ 9,868 t（2029年度）
- ・リサイクル率：20.9%（2018年度）→ 25.0%（2029年度）
- ・最終処分量：2,708 t（2018年度）→ 2,379 t（2029年度）

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#)（pp.33-34）

b 目標をどのようにモニタリングし、報告するかを説明し、報告書を参照してください。

- ・ 根室市は根室市じん芥焼却場と根室市ごみ埋立処理場に搬入された廃棄物の量を毎月測定し、市のウェブサイト上で毎年公表している。[1]

[1] [根室市ウェブサイト>廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について](#)

c 観光における使い捨てプラスチックの排除に向けた取り組みについて説明してください。

- 根室市は根室市分別収集計画を策定し、使い捨てプラスチックの排除に向けた取り組みとして、以下を掲げている。[1]
 - ・マイバッグ運動（再使用可能な持ち帰り用バッグの持参）の推進：
レジ袋等の容器包装廃棄物の抑制を図るため、市広報誌等を活用し、マイバッグ運動の啓発に取り組む。
 - ・廃棄物減量等推進審議会による容器包装廃棄物の排出抑制の検討：
市民や事業者、廃棄物回収業者、行政等により構成された廃棄物減量等推進審議会において、容器包装廃棄物の排出抑制について審議を行う

[1] [根室市分別収集計画（第10期）](#)（p.3）

d 観光分野での食品廃棄物削減の取り組みについて説明してください。

- 北海道では「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、農林漁業者・食品製造業者、食品卸売業者・小売業者、外食事業者、その他事業者がそれぞれ行うべき取り組みの例を挙げている。例えば、以下のような取り組みを挙げている。[1]
 - （農林漁業者・食品製造業者）規格外の農産物等や規格外品の直売所などでの販売や飼料化・堆肥化などへの再生利用を図る
 - （食品卸売業者・小売業者）取引業者と販売計画などの情報共有を図り、需要予測制度の向上による余剰在庫の削減や保管・配送時の破損等による廃棄の削減に努める
 - （外食事業者）小盛りや小分けメニューなど消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組みの導入

[1] [北海道食品ロス削減推進計画](#)（pp.17-18）

Next Step

- 食品廃棄物削減に向けた市独自の方針・事業者向けガイドラインの策定・周知および取組の実施

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Waste and recycling 廃棄物処理とリサイクル

3.9 廃棄物の分別とリサイクル

参考判定

廃棄物の分別に関する定量的な目標が設定され、適切に監視・報告されている。産業廃棄物を含むすべての廃棄物は、廃棄物の種類ごとに効果的に分別されたマルチストリームの回収・リサイクルシステムを提供することで、埋立地からの転換を図るために適切に分別・処理されている。

A

【要求事項】

指標1 廃棄物の分別とリサイクルに関する政策文書または報告書がある(はい/いいえ)

はい

指標2 リサイクルおよび堆肥化された廃棄物の全国平均割合（年を明記）

19.6%（2023年） [1]

[1] [一般廃棄物の排出及び処理状況等（2022年度）について](#)

指標3 観光地における分別収集された廃棄物の割合（例：有機物、紙、ガラス、プラスチック）

20.9%（2018年度） [1]
16.0%（2023年度）

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#)（p.17）

a どのような定量的目標が設定されているか、最新の傾向との関連で説明してください。

定量的目標として、以下を定めている。
リサイクル率：20.9%（2018年度） → 25.0%（2029年度）
直近のリサイクル率の推移は以下のとおりである。リサイクル率は低下傾向にあり、リサイクル率を上昇させる目標の達成は一層困難になっている。
2019年度：17.2%
2020年度：17.0%
2021年度：16.6%
2022年度：15.7%
2023年度：16.0%
[1][2]

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#)（p.34）
[2] [環境省一般廃棄物処理実態調査結果](#)

b 目標をどのようにモニタリングし、報告しているかを説明し、ウェブリンクを追加してください。

根室市は根室市資源再生センターに搬入された資源の量および集団回収された資源の量を測定し、毎年度根室市統計書上で「資源化量」として報告している。
<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/material/files/group/7/R5toukeisyo.pdf>
[1]

[1] [根室市統計書 2023年版](#)（p.43）

c すべての廃棄物が適切に分別され、処理される方法を説明してください。

- 根室市では、根室市一般廃棄物処理基本計画に基づいて廃棄物が分別され、処理されている。
- 燃やせるごみは、根室市じん芥焼却場において焼却処理している。焼却残渣は、根室市ごみ埋立処理場において埋立処分している。
 - 燃やせないごみおよび粗大ごみは、根室市ごみ埋立処理場において切断・破碎処理後、可燃物については焼却処理し、資源物は民間業者にて資源化し、最終的な不燃物を埋立処分している。
 - 資源は、根室市資源再生センターにおいて資源化処理している。

[1]

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#) (p.13)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Waste and recycling 廃棄物処理とリサイクル

3.10 廃棄物処理

参考判定

再利用やリサイクルされない残余の固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処理されている。

A

【要求事項】

指標1 残留する固形廃棄物の安全な処理を示す文書がある：はい/いいえ

はい

a 消費者から廃棄物処理施設までの廃棄物処理プロセスを要約し、残留廃棄物がどのように処理されるかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市では、根室市一般廃棄物処理基本計画に基づいて廃棄物が分別され、処理されている。
 - 家庭系ごみは、一部の市民が直接ごみ処理施設に持ち込むことがあるが、ほとんどは根室市が計画収集している。事業系ごみは、事業者が一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託してごみ処理施設に搬入する場合と、事業者が自らごみ処理施設に持ち込む場合がある。
 - 分別回収されたごみは、以下のように処分される。
 - ・ 燃やせるごみは、根室市じん芥焼却場において焼却処理している。焼却残渣は、根室市ごみ埋立処理場において埋立処分している。
 - ・ 燃やせないごみ及び粗大ごみは、根室市ごみ埋立処理場において切断・破碎処理後、可燃物については焼却処理し、資源物は民間業者にて資源化し、最終的な不燃物を埋立処分している。
- [1][2]

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#) (p.13)

[2] [社会科副読本「ねむろ」](#) (p.88-90)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Waste and recycling 廃棄物処理とリサイクル

3.11 ゴミのポイ捨て（オプション）

参考判定

特に人気のある公共の場所やエリアでは、（来訪者を含む）ゴミのポイ捨てに対処するための対策がとられている。

B

【要求事項】

指標1 ポイ捨ての問題に対処する政策文書がある：はい/いいえ。

はい

a 観光地でのポイ捨て対策を目的とした対策、プロジェクト、キャンペーンについて、その内容を記述してください。

根室市は根室市ポイ捨て等防止条例を制定し、事業者の義務として以下を定めている(第4条)。

- 容器に収納した飲料を製造する事業者は、空き缶、空き瓶等の散乱を防止するため、再利用及び再資源化の可能な容器への転換に努めること。
- 容器に収納した飲料を販売する事業者は、空き缶、空き瓶等の散乱防止及び再資源化を図るため、これらの飲料を販売する場所に回収容器を設置し、その管理に努めること。
- たばこを販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者の意識を高めるよう努めること。
- 事業者は、ごみの散乱防止についての消費者の意識を高めるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力すること。

[1]

- また市では、ポイ捨てごみを減らし、地域の美化・環境整備を推進していくため、個人や団体・事業所等で行うボランティア清掃活動に対し、ゴミ袋の交付、火ばさみ・ゴミ飛散防止ネットの無償貸し出し、集めたごみの回収という形で支援を行っている。[2]

[1] [根室市ポイ捨て等防止条例](#)

[2] [根室市ウェブサイト>ボランティア清掃について](#)

Next Step

- ポイ捨て防止キャンペーンの実施等、啓蒙活動
- 清掃活動等への地域住民及び来訪者の参加促進

※根室市ポイ捨て等防止条例には罰則規定がないため、審査時には実際の取り組みが問われる

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.12 温室効果ガスの排出量と気候変動緩和の取り組み

参考判定

観光地は、公共部門と観光部門からの温室効果ガス排出を削減するための目標を設定し、監視し、その目標を達成するための緩和政策と行動を実施し報告している。

B

【要求事項】

指標1

公共部門や観光部門からの温室効果ガス排出削減を目的とした政策文書がある：はい/いいえ

はい

a

関連する政策を参照し、公共部門や観光部門からの温室効果ガス排出を削減するためにどのような目標が設定されているのか説明してください。

- 根室市は根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）を策定し、公共部門からの温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で40%削減するという目標を設定している。[1]
- 北海道はゼロカーボン北海道推進計画を策定し、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとし、中期目標として2030年度に2013年度比で48%削減するという目標を設定している。[2]

[1] [根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）](#) 【[根室市役所エコオフィス推進計画](#)】 (p.15)

[2] [ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕）](#) 本編 (p.6)

b

その目標を達成するためにどのような行動が取られたかについて、例を挙げて説明してください。

- 北海道はゼロカーボン北海道推進計画に基づき、以下のような取り組みを実施している。[1]
- 事業者の温室効果ガス削減等計画書・実績報告書の公表：北海道地球温暖化防止対策条例第14条に基づき、温室効果ガス排出量が一定量以上である事業者（特定事業者）は、温室効果ガス削減等計画書・実績報告書を北海道知事に提出しなければならない。根室市もこれに基づき、温室効果ガス削減等計画書・実績報告書を提出している。[2][3]
 - 庁舎の照明のLED化、太陽光発電設備の導入、庁舎内の冷暖房の適切な温度管理やエレベーターの一部停止などの運用面での改善[4][5]
 - 公用車（乗用車）の次世代自動車化[4][5]

[1] [2023年度ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する年次報告（概要版）](#) (p.3)

[2] [北海道地球温暖化防止対策条例](#)

[3] [北海道ウェブサイト>事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書の公表](#)

[4] [第5期 道の事務・事業に関する実行計画](#)

[5] [道の事務・事業による温室効果ガス排出状況について](#) (p.31)

Next Step

- 観光部門からの温室効果ガス排出削減を目的とする市独自の計画の策定
- 温室効果ガス排出削減のための市独自の取組の実施および報告書の作成・公開

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.13 旅行による排出量の削減

参考判定

旅行による大気汚染や気候危機に対する影響を低減するため、観光地への移動や域内での移動に伴う交通機関の排出量を削減する目標を掲げ、これらをモニタリングしている。

B

【要求事項】

指標1	観光地までの往復の交通機関の排出量削減に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）
	はい
指標2	地域の交通機関の排出量に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）
	はい
a	<p>政策目標と手段を簡潔かつ明確に説明し、ウェブリンクまたは関連文書を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道はゼロカーボン北海道推進計画において、運輸部門の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で28%削減し、2050年度までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げている。[1] 運輸部門の施策として <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車などの導入促進 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 道路交通流対策 公共交通機関及び自転車の利用促進 などを掲げている。[2] <p>[1] ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕） 本編（pp.6, 18）</p> <p>[2] ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕） 対策・施策編（pp.4-5）</p>
b	<p>観光地への移動および域内での移動に伴う交通機関の排出量を削減するために、どのような目標が設定されているかについて説明してください。また、最新動向との関連や、どのようにモニタリングや評価を行なっているかについても明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光地への移動に伴う交通機関の排出量に限定した目標は設定されていない。 北海道の運輸部門の2021年度時点での温室効果ガス排出量は、2013年度比で-15.5%である。[1] 温室効果ガス排出量は、ゼロカーボン北海道推進計画に基づき、電力消費量および燃料消費量・供給量に排出係数を掛けることによって算定している。[2] ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策の実施状況について、毎年、温室効果ガス排出量の状況とあわせて報告書を作成・公表し、施策の実施状況は北海道環境審議会による評価を受けている。[3] <p>[1] 2023年度ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する年次報告（本体2）（pp.24-25）</p> <p>[2] ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕） 資料編（p.9）</p> <p>[3] 北海道ウェブサイト>温室効果ガス排出量の状況と推進計画に基づく施策等の実施状況報告書について</p>

c	<p>観光地までの移動に伴う交通機関の排出量の削減目標を達成するために、どのような方針を策定したかを明確に説明してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 北海道はゼロカーボン北海道推進計画において、運輸部門の施策として公共交通機関及び自転車の利用促進を掲げ、以下のような施策を挙げている。[1] <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や市町村、運輸事業者などとの連携を図りながら、自動車からバス、鉄道、路面電車などの公共交通機関や自転車へのモード転換を図るため、シームレス交通の全道展開による利便性向上に向けた取組や交通結節点の改善、自転車利用環境等の整備を推進する ・ 駅や空港、港湾などの交通結節機能の強化や交通アクセスの整備により、利用しやすい交通ネットワークの構築を進める <p>[1] ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕） 対策・施策編（pp.4-5）</p>
d	<p>域内での移動に伴う交通機関の排出量を削減するために、どのような目標が設定されているか、最新動向との関連で明記するとともに、どのようにモニタリングや評価を行っているかを説明してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 根室市は市が実施する事務・事業について、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で40%削減するという目標を策定している。 • 市が実施する事務・事業に伴う2020年度時点での温室効果ガス排出量は、2013年度比で-0.4%である。 • 温室効果ガス排出量は、市が実施する事務・事業において使用した電力量および化石燃料の量を測定し、排出係数を掛けることによって算定している。 <p>[1]</p> <p>[1] 根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）【根室市役所エコオフィス推進計画】（pp.15, 24-29）</p>
e	<p>域内での移動に伴う交通機関の排出量の削減目標を達成するために、どのような方針を策定したかを明確に説明してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 根室市は具体的な取組内容として、以下を挙げている。[1] <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー、EV車の導入を検討する ・ エコドライブ（アイドリングストップ、積載物の点検）を実践する ・ 近距離の外勤には、徒歩で出掛けるようにする <p>[1] 根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）【根室市役所エコオフィス推進計画】（p.17）</p>

Next Step

- 市外からのアクセスおよび市内の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する方針および目標の策定
- 運輸部門からの温室効果ガス排出削減を目的とする市独自の計画の策定
- 長期滞在型の観光の推進
- 温室効果ガス排出量の少ない交通機関の利用促進

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.14 低インパクトのモビリティ

参考判定

観光地は、交通に関連する大気汚染や観光地での混雑を最小限に抑えるため、低インパクトのモビリティ戦略を採用している。徒歩や自転車、持続可能な低排出ガス車の利用を促進している。

B

【要求事項】

指標1	負荷の少ない交通手段をどのように促進・奨励するかを述べた政策文書がある 低負荷の移動手段：はい/いいえ
	はい
a	<p>観光地がどのように高インパクトの交通手段を最小化することを目指し、持続可能な低排出ガス車の使用を促進するかについて、説明してください。観光影響評価でモビリティの問題が指摘されている場合は、それらについても言及するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 根室市は根室市地球温暖化対策推進実行計画において、取組内容として以下を挙げている。 [1] <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー、EV車の導入を検討する ・エコドライブ（アイドリングストップ、積載物の点検）を実践する ・近距離の外勤には、徒歩で出掛けるようにする <p>[1] 根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次） 【根室市役所エコオフィス推進計画】 (p.17)</p>
b	<p>観光客に低インパクトの交通手段をどのようにアピールしているかについて、例を挙げて説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 根室市は日本政府が提唱していた温室効果ガス排出削減に向けた国民運動"COOL CHOICE"に賛同し、ウェブサイト上で低インパクトの自動車の購入やエコドライブの実践を呼びかけている。[1][2] 根室市観光協会では、レンタサイクルや自転車用空気入れの貸し出しを行っており、ウェブサイト上で広報している。[3] 根室市内には「根室フットパス」として、明郷パス、厚床パス、別当賀パスの3ルートが整備されている。根室市観光協会ではマップの販売やウェブサイトでの広報を行い、歩く旅を推奨している。[4] <p>[1] COOL CHOICE [2] 根室市ウェブサイト>未来のために COOL CHOICE（=賢い選択） [3] 根室市観光協会ウェブサイト>楽しむ [4] 根室フットパス</p>

Next Step

- 冬季も利用可能なオンデマンドバスやEVカーシェアなど、旅行者の利用が可能で地域事情にあった低インパクトモビリティの導入について検討
- 低インパクトのモビリティの利用を促進するための戦略の策定

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.15 公共交通機関

参考判定

公共交通機関が適切に整備され、持続可能な低排出ガス車への移行に向けた明確な取り組みがなされている。公共交通機関の利用が奨励されている。

B

【要求事項】

指標1 公共交通機関が適切に整備され、低排出ガス車への移行が明確に行われていることを示す文書がある：はい/いいえ。

はい

指標2 観光客に公共交通機関をどのように勧めているかについての文書がある：はい/いいえ。

はい

a 公共交通機関がどのように組織され、持続可能な低公害車がどの程度で運行され、観光地での利用がどのように奨励されているかについて、説明してください。

- 根室市内を運行する公共交通は、札幌線（バス）、釧路線（バス）、路線バス、JR根室本線（花咲線、ディーゼル列車）があり、いずれも低公害車の運行はない。[1][2][3][4][5]
- 根室市はJR根室本線（花咲線）の利用を奨励するために、特設のウェブサイトを公開し、花咲線に関する情報や沿線の観光情報などについて発信している。[5]

[1] [根室市地域公共交通計画](#) (p.22)

[2] [北都交通ウェブサイト>都市間高速バス 札幌⇄根室 オーロラ号](#)

[3] [くしろバスウェブサイト>都市間バス「特急ねむろ号【釧路～根室】」のご案内](#)

[4] [根室交通ウェブサイト>路線バス時刻表・料金表](#)

[5] [地域探索鉄道 花咲線 オフィシャルサイト](#)

b 観光地における公共交通機関の頻度と普及状況、および観光客へのサービス能力に関する洞察を提供してください。

- 路線バスは市街地と花咲港を結ぶ花咲線が1日14便、市街地と納沙布岬を結ぶ納沙布線が1日10便、市街地と厚床を結ぶ厚床線が1日6便、市街地を循環する公往循環線が1日11便、市街地の西側を循環する西浜線が1日5便、厚床と中標津を結ぶ中標津線が1日10便、市街地と中標津空港を結ぶ中標津空港線が1日8便となっている。利用者数は2016年の374,242人をピークに減少し、2021年には319,471人になっている。[1]
- 都市間高速バスは根室市と釧路市を結ぶ釧路線が1日4便（土日祝日は1日2便）、札幌線が1日2便運行しており、釧路線は都市間を結ぶ地域間幹線系統として、重要な役割を担っている。[1][2]
- 市内には根室本線（花咲線）として、根室駅、東根室駅、西和田駅、昆布盛駅、落石駅、別当賀駅、厚床駅の7駅があり、根室駅以外は無人駅となっている。根室駅の乗降者数は減少傾向にあり、2019年度には1日当たりの利用者が175人となっている。[1]

[1] [根室市地域公共交通計画](#) (pp.24-25,31)

[2] [根室市ウェブサイト>継続的運行が困難となっている釧路線の運行継続を決定](#)

Next Step

- 公共交通機関、市内タクシーの低排出ガス車の導入についての調査
- 公共交通機関の低排出ガス車への移行に向けた計画の策定

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.16 エネルギー消費量の削減

参考判定

エネルギー消費量の削減と使用効率の向上のために、定量的な目標を設定し、対策を講じている。

B

【要求事項】

指標1 エネルギー消費量の削減に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

a エネルギー使用量を削減するために、どのような目標が設定されているかについて説明してください。

根室市は市が実施する事務・事業について、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で40%削減するという目標を策定している。

[1] [根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）](#)【[根室市役所エコオフィス推進計画](#)】（p.15）

b エネルギー使用と効率化に関して、その対策と計画について説明してください。

- ・ 根室市は市が実施する事務・事業に関する具体的な取組内容として、以下のような取組を挙げている。[1]
 - ①電気使用量の削減：庁内照明機器や街路灯等、照明機器のLED化、電気製品等の新規購入・賃借をする際には省エネルギー型設備や機器の導入に努めること（省エネラベルが貼付されたものを選択）
 - ②施設用燃料の削減：冷暖房の使用時の適正な温度管理の徹底、エネルギー消費効率の高い製品の導入
- ・ 根室市エネルギービジョンを策定し、取組として省エネルギー機器の導入検討・成果の公表、省エネルギー機器導入支援の検討を挙げている。[2]
- ・ 根室市では、2023年に日本政府の住宅・土地統計調査に基づいて建物への省エネルギー設備などの導入状況を調査し、根室市統計書上で報告している。[3][4]
- ・ 根室市では、一定の省エネ改修が行われた省エネ住宅に対し、翌年度の固定資産税を減額する措置を行っている。[5]

[1] [根室市地球温暖化対策推進実行計画（第3次）](#)【[根室市役所エコオフィス推進計画](#)】（p.17）

[2] [根室市エネルギービジョン](#)（p.19）

[3] [総務省統計局ウェブサイト>2023年住宅・土地統計調査 調査の概要](#)

[4] [根室市統計書 2023年版](#)（p.56）

[5] [根室市ウェブサイト>固定資産税の評価などの概要](#)

Next Step

- 市が実施する事務・事業に限定されない、市全体でのエネルギー消費量削減のための計画策定と、目標数値の設定

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.17 再生可能エネルギー

参考判定

化石燃料への依存を減らし、再生可能エネルギーの使用を増やすための定量的な目標が設定され、適切な措置が取られている。再生可能エネルギー技術を奨励するためのインセンティブがある。

B

【要求事項】

指標1 再生可能エネルギーに関する政策文書または報告書がある(はい/いいえ)

はい

a 化石燃料への依存度を減らし、再生可能エネルギーの利用を増やすため、どのような目標が設定されているかを説明してください。

根室市は根室市エネルギービジョンにおいて、以下のような目標を設定している。

- ・ 「太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの実施により、化石燃料消費量を減量し、エネルギーの地産地消を推進することで、産業活動の維持・発展と市民生活の安定を確保するとともに、自然と共生する「環境に優しいまち」を目指します」[1]
- ・ 北海道では、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】において、2030年度に再生可能エネルギーの発電設備容量を8.24 GW（2019年度時点で3.65 GW）、発電電力量を20,455 GWh（2019年度時点で8,786 GWh）、再生可能エネルギー由来の熱利用量を20.960 TJ（2019年度時点で14,578 TJ）に増加させる目標を設定している。[2]

[1] [根室市エネルギービジョン](#) (p.17)

[2] [北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】](#) (p.35)

b 観光地で再生可能エネルギーの生成を促進するためにどのような措置が取られているか、例を挙げて説明してください。

- ・ 北海道では、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に向けた施策を計画的に推進するため、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】を策定した。行動計画に基づき、2024年度に「新エネルギー設備導入支援事業」を実施し、新エネルギーの設備導入により、地域の課題解決や活性化、設備を導入する地域への貢献に寄与する事業に対し、最大で経費の1/2を補助している。[1]

[1] [北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例](#)

[2] [北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】](#)

[3] [北海道ウェブサイト>新エネルギー設備導入支援事業【募集終了】](#)

Next Step

- 市独自の再生可能エネルギー導入の定量的な目標の設定
- 市内での再生可能エネルギー導入促進のための取組の実施

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動

3.18 効果的なカーボン補償（オプション）

参考判定

観光地までの移動、観光地からの移動、観光地内での移動に対して、効果的なカーボン補償を推進し、そのための適切な手段を講じている。

C

【要求事項】

指標1 移動のための効果的なカーボン補償を目的とした政策文書がある：はい/いいえ

いいえ

a 観光地までの移動、観光地からの移動、観光地内での移動に伴う二酸化炭素の排出を、訪問者がどのように補償することが奨励されているかについて、例を挙げて説明してください。

現状、該当する取り組みは行われていない。

b 観光地までの移動、観光地からの移動、観光地内での移動に関連する炭素排出を効果的に補償するために、どのような対策をとっているかについて、例を挙げて説明してください。

移動に関連する炭素排出を補償する取り組みは行われていないが、北海道では、森林整備への理解の促進を図るため、道有林の森林整備から誕生したCO2吸収量について、オフセット・クレジット（J-VER）の認証を受け、カーボン・オフセットによる環境活動に取り組む企業や団体等へクレジットの販売を進めている。[1]

[1] [北海道ウェブサイト>J-VERで育てる北海道の森林（J-VERの購入を希望する皆様へ）](#)

Next Step

- 移動に起因する二酸化炭素排出を補償（オフセット）するための計画策定・プログラムの実施
- 旅行者への、カーボンオフセットに関する情報提供

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Climate change adaptation 気候変動への適応

3.19 気候変動リスクへの対応

参考判定

観光地は、気候変動に関連するリスクと機会を特定している。観光地の回復力を高めるため、観光施設の立地、設計、開発、管理について、気候変動への適応戦略を追求している。

B

【要求事項】

指標1

観光地における気候変動リスクと適応に関する政策文書または報告書がある：はい/いいえ。

はい

a

観光地に存在する気候危機に関連するリスクと機会について説明してください。

- 気候変動の影響により、2030年代に主要作物である小麦の収量が日射量低下で減少し、生育後半の降水量増加により倒伏、穂発芽、赤かび病が発生し品質が低下すると予測されている。また、すでに記録的な豪雨による停電、渇水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等が現れている。[1]
- 水稲については、出穂期の前進と登熟気温の増大により収量はやや増加し、アミロース含有率低下による食味向上が期待されている。[1]
- 回遊域の変化によりブリなどの漁獲量が増加したり、ワイン用ブドウの生産適地が拡大したりなど、農林水産業の新たな特産品開発の機会が生じている。[2]

[1] [北海道気候変動適応計画](#) (pp.21-24)

[2] [北海道ウェブサイト>北海道気候変動適応センター](#)

b

観光地のレジリエンスを高めるために、観光施設に対してどのような適応戦略を追求するかについて、例を挙げて説明し、関連する既存の戦略文書（ページ、セクション）を参照してください。

- 北海道気候変動適応センターは観光資源への気候変動影響や必要な支援について、道内の観光協会・観光連盟等に対しアンケート調査を実施し、報告書にまとめている。報告書によれば、今後生じうる影響と取りうる対策の例として、「高山・湿原・寒冷地植物等の分布域変化、減少に対し、ガイド付きツアーによる自然保護啓蒙活動の実施」「気象災害による施設やトレッキングコース等の崩壊などの被害、水害による公園の冠水等に対し、防災対策の強化、定期的な見回り・補修工事の実施、災害時マニュアルの策定」を挙げている。
- 産業機会の創出につながる影響として「北海道では生育が難しかった農作物（果物含む）の生産と加工産品創出」「ワイン産業の創出に伴うワインツーリズム」「豊かな自然や冷涼な気候を活かしたワーケーション」「観光やスポーツ滞在の誘致」などが挙げられている。[1]

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/5/4/6/9/5/4/_/03_R4CCsurvey-sightseeing.pdf

[1] [2022年度国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務（北海道）調査結果【観光業編】](#) (pp.1-9)

Next Step

- 根室市特有の気候変動に関連するリスクと機会の特定
- 根室市独自の気候変動適応戦略の策定

SECTION 3 : Environment & climate 環境と気候

Climate change adaptation 気候変動への適応

3.20 気候変動の情報

参考判定

住民、観光事業者、来訪者は、予測される気候変動、関連するリスク、将来の状況について情報を得ることができる。

B

【要求事項】

指標1

気候変動に関する住民、観光事業者、観光客への情報提供の方法に関する政策文書がある：はい/いいえ

はい

a

予測される気候危機の影響について、住民、観光事業者、訪問者にどのように情報を提供するかについて、説明してください。

- 北海道気候変動適応センターは、ウェブサイト上で予測される気候危機の影響とそれに対する対策について、ウェブサイト上で情報を提供している。[1]
- 北海道は、農業者を対象として、「地球温暖化に対応する技術開発・普及に関する検討会」を参集し、気象情報や病害虫の発生状況、各機関・団体における異常気象に向けた対策について情報共有を行っている。[2]
- 北海道は事業者を対象に、道内外の気候変動適応の取組を促進する製品やサービス、気象リスク管理の取組について、ウェブサイト上で紹介している。[3]
- 北海道立総合研究機構は、気候変動が生活に与える影響を発信する動画を制作し、ウェブサイト上で公開している。[4]

[1] [北海道ウェブサイト>北海道気候変動適応センター](#)

[2] [北海道ウェブサイト>令和6年度 地球温暖化に対応する技術開発・普及に関する検討会を開催しました](#)

[3] [北海道ウェブサイト>北海道内における適応ビジネスや気象リスク管理の取組についてのご紹介](#)

[4] [北海道立総合研究機構ウェブサイト>気候変動の影響予測と適応策の特集ページ](#)

Next Step

- 市特有の気候変動に関する情報提供の方針策定および情報提供の実施
- 気候危機に関する情報の周知（勉強会、広報誌、ポスター等）

SECTION 4 : Culture & Tradition 文化と伝統

Cultural heritage 文化遺産

4.1 有形文化遺産

参考判定

遺跡や建築遺産、典型的または伝統的な建築物、街のデザイン、文化的景観、遺跡などの文化的資産の評価、保存、真正性、美的表現が適切に管理され、実施されている。

A

【要求事項】

指標1 建築遺産の保護に関する政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

指標2 保護文化遺産（建物/記念物；保護された都市/農村/文化的景観）のリスト/在庫；またはウェブソースを参照してください。

<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikushiryokan/siryokan/bunkazai/1317.html>

a 有形文化遺産がどのように特定されているか説明してください。（リストなど）

- 有形文化遺産は、文化財保護法、北海道文化財保護条例、根室市文化財保護条例に基づいて指定されている。[1][2][3][4][5][6][7]

- [1] [文化財保護法](#)
- [2] [北海道文化財保護条例](#)
- [3] [根室市文化財保護条例](#)
- [4] [根室市ウェブサイト>国指定文化財](#)
- [5] [根室市ウェブサイト>道指定文化財](#)
- [6] [根室市ウェブサイト>市指定文化財](#)
- [7] [根室市ウェブサイト>文化財位置図](#)

b

有形文化資産をどのように評価し、保護しているかについて、例を挙げて説明してください。

- 有形文化遺産は、文化財保護法、北海道文化財保護条例、根室市文化財保護条例に基づいて評価され、保護されている。[1][2][3]
- 根室市は根室市文化財保護条例を制定し、それに基づき根室市文化財調査委員会を設置している。根室市文化財調査委員会が文化財の保存、活用、指定に関する事項を調査、審議して根室市教育委員会に答申し、根室市教育委員会が文化財を指定する。[3][4]
- 根室市は根室市歴史と自然の資料館を設置し、根室市とその周辺の歴史、自然資料の収集、保管、展示を行っている。収蔵資料を活用し、根室市とその周辺の歴史、自然に関する調査・研究も行っており、その成果をもとに、企画展、見学会、学芸員講演会等の普及活動も行っている。[5][6][7]
- また根室市と根室市観光協会は、地域の文化財の保護や保全についての関心を高めることを目的として、経済産業省により北海道における近代農業、食品加工業などの歩みを物語る近代化産業遺産に認定されている、根室明治公園サイロのライトアップ事業を実施している。[8][9]

[1] [文化財保護法](#)

[2] [北海道文化財保護条例](#)

[3] [根室市文化財保護条例](#)

[4] [根室市文化財調査委員会規則](#)

[5] [根室市歴史と自然の資料館条例](#)

[6] [根室市ウェブサイト>歴史と自然の資料館](#)

[7] [根室市歴史と自然の資料館公式Facebook](#)

[8] [2007年度「近代化産業遺産群33」](#) (p.31)

[9] [根室市観光協会ウェブサイト>日本一遅咲きの桜×「フォトジェニックな近代化産業遺産ランキング全国1位」 根室の映えるサイロ ライトアップ事業の実施について](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 4 : Culture & Tradition 文化と伝統

Cultural heritage 文化遺産

4.2 観光による文化への影響の管理

参考判定

文化遺産、建築遺産、文化的に重要な景観、土地利用を大切にする観光では、負の影響の回避が注意深く管理されている。損傷、地域文化の崩壊、劣化などのあらゆる影響は適切に監視され、対処されている。

B

【要求事項】

指標1 文化遺産への観光の影響を取り上げた政策文書や報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 文化遺産、建築遺産、文化的に重要な景観、土地利用、地域文化への悪影響に関する懸念を説明してください。

- 国指定史跡のヲンネモトチャシ跡周辺には個人の私有地(住宅等)や昆布漁を行う漁港があり、散策路が私有地の近くを通るため、来訪者が増加した場合、個人の生活の平穏や昆布漁に支障が生じるなどの悪影響が及ぶ懸念がある。[1][2]
- また根室半島チャシ跡群では、大型バスの駐車場整備が観光客の増加に追いついていないという課題がある。[3]

[1] [【個人様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)

[2] [【団体様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)

[3] [根室市観光振興計画](#) (p.33)

b 観光地が文化に関する観光の影響をどのように監視し、対処し、回避しているかを明確に説明してください。

- 根室市観光協会はウェブサイト上で、ヲンネモトチャシ跡の見学者に向けて、必ず指定の駐車場に駐車すること、漁港内や私有地、作業場に立ち入らないことを呼びかけている。[1][2][3]

[1] [【個人様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)

[2] [【団体様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)

[3] [根室市観光協会ウェブサイト>根室半島チャシ跡群](#)

Next Step

- 根室半島チャシ跡群以外の有形文化財や景観に対する観光の影響の監視・特定・対策の実施
- 根室半島チャシ跡群以外の場所での、有形文化財や景観に対する観光の影響を回避するための来訪者への情報発信の実施

SECTION 4 : Culture & Tradition 文化と伝統

Cultural heritage 文化遺産

4.3 文化的な遺物の保護

参考判定

歴史的・考古学的な遺物（工芸品、化石）の販売、取引、展示、贈答は適切に規制され、実施されている。観光事業者や観光客を含め、法律が一般に周知されている。

B

【要求事項】

指標1 文化的な遺物の保護を目的とした政策文書がある：はい/いいえ。

はい

a 文化的な遺物の非倫理的な販売や宣伝を防ぐために、観光地が設けている（国の）政策や規制を説明について、例を挙げながら説明してください。

- 根室市文化財保護条例第11条において、「所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない」と定められ、有形文化財の所有権の移転は教育委員会の許可が必要なため、非倫理的な販売や宣伝は防止されている。[1]

[1] [根室市文化財保護条例](#)

Next Step

- 有形文化財を保護するための、事業者や来訪者に対する情報発信（市文化財保護条例の周知など）の実施

SECTION 4 : Culture & Tradition 文化と伝統

People & tradition 人と伝統

4.4 無形遺産

参考判定

地域の伝統、芸術、音楽、言語、美食など、地域のアイデンティティや独自性を表す無形文化遺産が適切に保護され、賞賛されている。

B

【要求事項】

指標1 無形遺産の保護に関する政策文書または計画がある（はいいいえ）

はい

a 無形文化遺産を要約し、直面している脅威や課題について説明してください。

- ・ 無形文化遺産は、北海道文化財保護条例、根室市文化財保護条例に基づいて無形文化財が指定されている。[1][2][3][4][5]
- ・ 北海道指定無形民俗文化財である金刀比羅神社例大祭および根室市指定無形民俗文化財である瑠璃瑠獅子神楽は、若年層の市外への流出や人口減少による、後継者、伝承者不足に直面している。

- [1] [北海道文化財保護条例](#)
- [2] [根室市文化財保護条例](#)
- [3] [根室市ウェブサイト>道指定文化財](#)
- [4] [根室市ウェブサイト>市指定文化財](#)
- [5] [根室市ウェブサイト>文化財位置図](#)

b 無形文化遺産の保護と称賛をどのように促進しているか、例を挙げて説明してください。

- ・ 根室市は、市とその周辺地域の歴史、自然等に関する資料を収集、保存及び展示し、市民の学習、学術及び文化の発展向上に資するため、根室市歴史と自然の資料館を設置し運営している。[1][2]
- ・ 市は標津町、別海町、羅臼町とともに文化庁の「日本遺産」に「「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程（みちのり）～」というストーリーで2020年に選出された。根室市からは市指定無形民俗文化財「瑠璃瑠獅子神楽」や、缶詰ラベル、昆布漁、鮭の山漬け、飯寿司などの基幹産業である漁業や伝統的な魚食文化に関するものが含まれている。[3][4]
- ・ 市は瑠璃瑠獅子神楽をウェブサイトで紹介するとともに、紹介動画を制作して公開している。また市が作成した社会科副読本にも掲載している。[5][6][7]
- ・ 北海道指定無形民俗文化財である金刀比羅神社例大祭に対し、根室市は「根室市人づくり・まちづくり補助事業」に採択して補助金を交付し、開催の財源を補助している。[8][9]

- [1] [根室市歴史と自然の資料館条例](#)
- [2] [根室市ウェブサイト>歴史と自然の資料館](#)
- [3] [根室市ウェブサイト>日本遺産の認定について](#)
- [4] [日本遺産 ポータルサイト>「鮭の聖地」の物語 ～根室海峡一万年の道程～](#)
- [5] [根室市ウェブサイト>瑠璃瑠獅子神楽について](#)
- [6] [根室市指定無形民俗文化財「瑠璃瑠獅子神楽」](#)
- [7] [社会科副読本「ねむろ」](#) (p.60)
- [8] [根室市ウェブサイト>令和6年度根室市人づくり・まちづくり補助事業について](#)
- [9] [根室市ウェブサイト>令和5年度人づくり・まちづくり補助事業活動実績](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 4 : Culture & Tradition 文化と伝統

People & tradition 人と伝統

4.5 真正性の尊重

参考判定

地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。

A

【要求事項】

指標1 観光が本物の文化や伝統を尊重していることを示す文書がある：はい/いいえ。

はい

a 観光が生きた文化や伝統に配慮し、尊重され、文化的流用が回避されることをどのように保証するかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市は標津町、別海町、羅臼町とともに地域の歴史的の魅力や特色を通じ日本の文化・伝統を語るストーリーを認定し、有形・無形の文化財を総合的に整備・活用、発信することで、地域の活性化を図る文化庁の「日本遺産」に「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程（みちのり）～というストーリーで2020年に選出された。根室市からは市指定無形民俗文化財「瑠璃瑠獅子神楽」や、缶詰ラベル、昆布漁、鮭の山漬け、飯寿司などの基幹産業である漁業や伝統的な魚食文化に関するものが含まれている。[1][2]
- 瑠璃瑠獅子神楽は瑠璃瑠地区の住民からなる瑠璃瑠獅子神楽保存会が保存や後継者の育成を行っており、毎年瑠璃瑠金刀比羅神社例大祭で奉納の舞を行うほか、市が主催する根室市文化祭でも披露している。[3][4]

[1] [根室市ウェブサイト>日本遺産の認定について](#)

[2] [日本遺産 ポータルサイト>「鮭の聖地」の物語 ～根室海峡一万年の道程～](#)

[3] [根室市ウェブサイト>瑠璃瑠獅子神楽について](#)

[4] [北海道道東地方における「地域伝承文化」「地域伝承文化教育活動」研究の課題と展望 - 根室市瑠璃瑠地区における「瑠璃瑠獅子神楽保存会」「瑠璃瑠獅子神楽子供会」の事例から-](#)

Next Step

- 文化や伝統の真正性や誠意・敬意を欠いた流用を防止するための方針・事業者向けガイドラインの策定

SECTION 4 : Culture & Tradition 文化と伝統

People & tradition 人と伝統

4.6 先住民の知的財産

参考判定

先住民、地域住民、コミュニティの知的財産権は、法律や政策によって効果的に保護されている。

A

【要求事項】

指標1 先住民の知的財産権の保護を目的とした政策文書がある：はい/いいえ。

はい

a 先住民や地域社会の知的財産権を法的に保護するために、観光地が取っている手段について、例を挙げて説明してください。

- 北海道は、アイヌ施策推進法に基づき、先住民族であるアイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「北海道アイヌ政策推進方策」を策定し、理解の促進、生活の向上、文化の振興、地域、産業及び観光の振興、多様な文化との交流促進のための施策を実施している。[1][2]
- 根室市は根室市ならではのアイヌ民族の証を次世代へ継承し、また情報発信し内外に伝えることにより、アイヌ文化と地域の振興を図ることを目的とした根室市アイヌ施策推進地域計画を策定し、以下のような事業を実施している。[3]
【歴史と自然の資料館アイヌ関係展示拡充事業】
 根室市ならではのアイヌ関係の出土品や民具等の写真撮影、資料の活用に向けた調査研究、アイヌ史に関する動画制作を行い、それらの成果を展示やホームページ等に活用するとともに首都圏で開催する物産展で展示する
【根室半島チャシ跡群等活用促進事業】
 国指定史跡根室半島チャシ跡群の多言語音声案内の説明板等への設置や日本語・英語版のパンフレット作成、チャシ跡のデジタル図化等を行い展示やネットで公開するなど国内外の観光客等にも対応した活用促進を図るとともに、根室半島中央部北側にあるノツカマフチャシ跡周辺及び近隣のチャシ跡をアイヌの歴史や文化を後世に伝える学習の場として活用するための環境整備を図る基本構想を策定する

[1] [アイヌ施策推進法](#)[2] [北海道アイヌ政策推進方策](#)[3] [根室市アイヌ施策推進地域計画](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Human respect 人権の尊重

5.1 再定住

参考判定

住民の再定住は、自由意志に基づき、事前の十分な情報を得られた上での合意と、公平で公正な補償により、可能になっている。

A

【要求事項】

指標1 住民の再定住のための手続きに関する法律があるか？ある／ない

はい

a 住民の再定住がどのように行われるかについて、関連する国内法および／または国際法に言及し、例を挙げて説明してください。

- 日本国憲法により、公共事業のために土地を収用された場合、土地を失う不利益を被る対象者に対しては正当な補償を行うことが定められている。また、土地収用法により、土地収用に関する手続きの適正化を図るため、対象者に対する補償の条件等について定められている（第29条第3項）。[1][2]
- 土地収用法により、各都道府県に収用委員会が設置されている。収用委員会の委員は、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命し、独立してその職権を行う。[3][4]

[1] [日本国憲法](#)[2] [土地収用法](#)[3] [北海道 土地収用制度](#)[4] [北海道 土地収用委員会](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Human respect 人権の尊重

5.2 資源の所有権と利用権

参考判定

主要な資源の所有権、水利権、その他の利用権、アクセス権は適切に登録、保護されており、先住民や共同体の権利に適合している。また、公的な協議が行われ、施行されている。

A

【要求事項】

指標1 資源に対する利用とアクセス権を保証する法律や政策がある：はい/いいえ

はい

a 主要な資源に対する財産権、水利権、その他の利用権やアクセス権がどのように登録され保護されているかについて、説明してください。

根室市の水道水源は、牧の内ダムやノツカマップ川などが挙げられる。特に河川の水道水源は重要であり、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように管理することにより、公共の安全を保持している。また公共の福祉を増進することを目的として、普通河川管理条例が制定されている。[1][2]

[1] [河川法](#)

[2] [根室市普通河川管理条例](#)

b 財産権や買収、資源の利用権やアクセス権に関して、関係する特定の法律を参照してください。

[河川法](#)

[根室市普通河川管理条例](#)

c これらの法律に共同体や先住民の権利、市民協議がどのように盛り込まれているかについて、説明してください。

河川法に基づき、道が管理する二級水系の河川整備基本方針を定めるにあたり、有識者の意見を聴取することなどを目的として北海道河川審議会が設置されている。[1][2][3][4][5][6]

[1] [河川法](#)

[2] [根室市普通河川管理条例](#)

[3] [北海道 河川審議会](#)

[4] [北海道 河川審議会 委員名簿](#)

[5] [北海道 河川審議会の開催日程](#)

[6] [北海道 河川審議会の開催状況](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Human respect 人権の尊重

5.3 伝統的なアクセス権

参考判定

自然や文化遺産への地域住民のアクセスを監視、保護し、必要な場合は修復・復元している。

B

【要求事項】

指標1 地元や先住民のアクセス権を保護するための法律がある：はい/いいえ

はい

a 先住民および地域住民の自然・文化的遺跡へのアクセスと訪問の権利に言及する特定の法律に言及し、これらの法律がこれらの権利にどのように対処しているかについて、要約してください。

- 根室市内には国立公園は存在しないが、道立自然公園「野付風蓮道立自然公園」がある。これらの自然公園内では、自然環境の保護を目的として、特定の区域や活動に対してアクセスや利用が制限されているが、これらの制限は一般的に先住民や地域住民の日常生活や伝統的な活動に配慮して設定されている。[1]
- 「アイヌ施策推進法」は、先住民族であるアイヌ民族のアクセス権について一定の保障を規定している。具体的には、アイヌ民族における伝統的儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取や伝統的な漁法の実施について、アクセス権を保障する為の規制緩和について定められている。[2]

[1] [野付の5つの約束](#)

[2] [アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（第十条、第十六条、第十七条）](#)

b これらの法律がどのように施行されるかについて、例を挙げて説明してください。

- 自然公園法施行規則において、利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議することが定められている。[1]

[1] [自然公園法施行規則](#)

Next Step

- アクセス権を侵害するような外資による買収の制限

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Human respect 人権の尊重

5.4 人権

参考判定

観光地は、人権に関する国際基準を遵守している。また、人身売買、現代の奴隷制、商業的・性的・その他のあらゆる形態の搾取、差別、ハラスメント、特に子ども、青少年、高齢者、障がい者、女性、LGBT+などのマイノリティに対する搾取を防止し、報告するための法律、慣行、行動規範が確立されている。

A

【要求事項】

指標1 人権保護に関する政策文書または報告書がある（はい／いいえ）

はい

a 人権と差別に関する国の政策と実績を簡潔に記述し、ウェブリンクを参照してください。

- 日本国は、1947年に「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を三大原理とする「日本国憲法」が施行され、これまで「労働基準法」や「教育基本法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」など人権に係る法律や諸規定を整備し各種施策を実施するとともに「国際人権規約」をはじめとする関連条約を批准してきた。[1]
- 北海道では、日本国憲法などを根拠に、北海道人権施策推進基本方針を定め、道内各地区ごとに人権啓発活動のネットワークが形成されている。[2]

[1] [人権擁護局](#)

[2] [北海道人権施策推進基本方針について](#)

b 人権に関する地域の課題に効果的に対処するために、関連する政策がどのように実施され、施行されているかについて、例を挙げて説明してください

根室市は、基本的人権が尊重され、市民が幸せに暮らせるよう様々な取り組みを推進している。人権啓発活動の推進として3つの取り組みを実施している。

- 人権の花事業: 市内の学校と連携し、児童生徒が花を植栽・育成する活動を通じて、生命の大切さや思いやりの心を育むことを目指す。[1]
- 人権映画上映会: 市民が人権について考える機会を提供するため、性的少数者との向き合い方を題材にした映画「ランコエの花」の上映会を実施。
- 人権標語の募集: 市民から人権に関する標語を募集し、優秀作品を市の啓発活動に活用することで、人権尊重の意識を高める取り組みを実施。

[1] [根室市 人権の尊重](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Human respect 人権の尊重

5.5 人権に関する法律の公開

参考判定

基準5.4「人権」で述べられているように、搾取や嫌がらせから人々を守るための法律や確立された慣行が施行され、公表されている。

A

【要求事項】

指標1 人権に関する法律が公表され、適切に施行されている：はい/いいえ

はい

a 搾取や嫌がらせから人々を守るための法律や確立された慣行が、どのように施行され、公に伝えられているかについて、ウェブリンクの提供や、例を挙げて説明してください。

人権に関連する法令については、下記のウェブリンクにて情報提供が行われている。

釧路地方法務局 根室市局：差別や虐待、パワーハラスメントなど様々な人権に関わる相談

<https://houmukyoku.moj.go.jp/kushiro/page000028.html>

札幌法務局：人権相談窓口

<https://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/page000170.html>

札幌法務局：外国人のための人権相談所

https://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/page000001_00119.html

法務省：アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html

Next Step

- 根室市による人権啓発の実施

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Human respect 人権の尊重

5.6 アクセシビリティ

参考判定

自然や文化的に重要な場所、施設、サービスは、現実的であれば、障害者、特定のアクセス要件、その他の特別なニーズを持つ個人を含むすべての人が利用できる。場所や施設がすぐにアクセスできない場合は、完全性を考慮しつつ、解決策の設計と実施によりアクセスを提供している。場所、施設、サービスのアクセシビリティに関する情報を提供している。

B

【要求事項】

指標1

特別なニーズを持つ訪問者のための場所、施設、サービスのアクセシビリティに関する政策文書または報告書がある：はい/いいえ

はい

a

観光・レジャーのサイト、施設、サービスへのアクセスについて、関連する政策を説明してください。

- 根室市は、障害者基本法に基づき、「根室市障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」および「第7期根室市障がい福祉計画・第3期根室市障がい児福祉計画」を策定している。
- これらの計画は、国の障害者基本計画や北海道の障がい者基本計画と整合性を図りながら、地域の実情に即した施策を展開している。 [1][2]
- 市内の主要な公共施設のバリアフリー対応が進められている。根室市役所では、障がい者用駐車スペース、バリアフリースイレ、エレベーターなどを設置し、誰もが利用しやすい環境を整備。根室合同庁舎（根室振興局）では、正面入口にスロープや誘導点字ブロックを設置し、1階には多目的トイレやオストメイト対応設備を備えている。

[1] [根室市障がい者計画（令和6年度～令和11年度）](#)

[2] [根室市障がい福祉計画（第7期）](#)・[根室市障がい児福祉計画（第3期）](#)

b

すぐにアクセスできない場所や施設へのアクセスが、解決策の設計と実装によってどのように実現されるかについて、例を挙げて説明してください。

- 北海道は、北海道バリアフリーマップを作成し、根室市にある施設のバリアフリー情報を発信している。 [1]

[1] 根室市 バリアフリー情報

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/bmap/11/138555.html>

Next Step

- 車椅子利用者に限らない、特別なニーズを持つ旅行者への情報提供の実施（視覚や聴覚に不自由のある方、高齢者、手術痕の残る方、宗教による制限、ビーガン・ベジタリアンなど、あらゆるニーズ）
- 事業者へのマニュアルやガイドライン等を整備

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Community participation コミュニティの参加

5.7 計画への地域住民の参加

参考判定

持続可能な観光地への計画と管理において、地域住民の参加を可能にし、促進している。

A

【要求事項】

指標1 公共計画や管理への住民参加を取り決めた法律、規制、政策がある（はい/いいえ）

はい

a 管理や計画への住民参加をどのように促しているか、例を挙げて説明してください。

- 根室市では、市民による「市政への積極的な参画」と「開かれた市政」の推進を目的に「根室市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」を制定した。根室市が重要な政策を策定する際には、事前に内容を公表し、市民意見を募集し、寄せられた意見を考慮して政策の意志決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方もあわせて公表する制度である。[1]
- 根室市では、市の最上位計画である総合計画に、市民意見を反映させることを目的に「根室市まちづくり市民会議設置要綱」を設置し、市民会議の討議を経て計画策定を行うことを定めている。「第9期根室市総合計画」は、約2年に及ぶ策定作業の中で、まちづくり市民会議の40名のメンバーによる審議、市議会特別委員会、地域懇談会での市民との意見交換などを経て、平成27年3月に策定された。[2][3]
- 根室市では、重要な計画については策定時に計画案についての市民説明会を実施している。現在策定中の「根室市立地適正化計画」では、2024年12月に市民が自由に参加できる説明会を行っている。[4]
- 根室市では「都市計画マスタープラン」を策定する際、地域住民の意見を取り入れるため地域別懇談会を開催し、住民からの意見や要望を収集した。[5]

[1] [根室市ホームページ>パブリックコメントについて](#)

[2] [根室市まちづくり市民会議設置要綱](#)

[3] [第9期根室市総合計画](#) (pp.229, 257-258)

[4] [根室市立地適正化計画](#)

[5] [根室市 都市計画マスタープラン](#)

Next Step

- 持続可能な観光地への計画策定において、地域住民への機会を創出する（定期的なものが望ましい）

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Community participation コミュニティの参加

5.8 住民参加とフィードバック

参考判定

観光地は、持続可能な観光の機会と課題に対する地元の理解を深め、コミュニティの対応能力を高めるための仕組みを備えている。

A

【要求事項】

指標1

住民に向けて観光に関する情報、教育、訓練を提供することを目的とした政策やプログラムがある：はい/いいえ

はい

a

どのように地域社会の関与と対応を促進するかについて記述してください。

- 根室市では、根室の未来を創るまちづくりプロジェクト（ねむろ未来塾）を実施し、まちの将来像を市民と共有して可視化するため、その指針や施策、公共施設の配置のあり方など、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ目指すべき方向性を示した、「グランドデザイン」を策定した。グランドデザインの策定にあたっては、2045年を見据えながら、今後の根室市における少子高齢化や社会情勢を踏まえつつ、市民・事業者・行政など、根室のまちづくりにかかわる多くの人々とより強く連携しながら、観光を含めた、根室市の地域課題の解決と目指す将来像の実現に向けたまちづくりの方向性を共有している。[1][2]

[1] [根室の未来を創るまちづくりプロジェクト（ねむろ未来塾）](#)

[2] [根室市 グランドデザイン構想](#)

b

住民が、地域の観光開発の機会、課題、持続可能性に関する議論に、どのように定期的に参加しているかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室の未来を創るまちづくりプロジェクト（ねむろ未来塾）では30年後の将来像を考えるうえで予想される様々な課題について共有を図っている。地域の資源を活かした2045年の将来像について話し合うワークショップを定期的に開催し、その概要を「ねむろ未来塾通信」としてまとめ、開示している。[1][2][3][4]
- 根室市観光協会は、地元の子どもたちに故郷の魅力を再認識してもらい、将来的に市内外へ発信する担い手として育てることを目的に「ねむろ子ども観光大使」を募集した。参加者は根室交通協力のもと「のさっぷ号」に乗車し、バスガイドの案内で春国岱ネイチャーセンターや根室市歴史と自然の資料館、ニホロを訪れて学習し、最後に認定書が交付された。[5]

[1] [根室の未来を創るまちづくりプロジェクト（ねむろ未来塾）](#)

[2] [ねむろ未来塾通信\(Vol1\)](#)

[3] [ねむろ未来塾通信\(Vol2\)](#)

[4] [ねむろ未来塾通信\(Vol3\)](#)

[5] [ねむろこども観光大使実施概要](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Community participation コミュニティの参加

5.9 ステークホルダーの貢献

参考判定

企業、訪問者、一般市民は、ボランティアとして、あるいは現金や現物で、地域社会や持続可能性の取り組みに貢献する機会が提供されている。

A

【要求事項】

指標1

企業、来訪者、一般市民が地域社会や持続可能性の取り組みに貢献する機会を提供することを目的とした方針またはプログラムがある：はい/いいえ

はい

a

観光事業者、観光客、一般市民が、ボランティアとして、あるいは現金や現物で、責任を持って地域社会や持続可能性の取り組みに貢献する機会をどのように提供しているかについて、例を挙げて説明してください。

根室市は、市民及び事業者が地域社会に積極的に参加し、共に支え合うまちづくりを推進するため、以下のようなボランティアの機会を提供している。

【根室ワイズユースの会】

根室ワイズユースの会は、根室市役所農林課が事務局を務め、環境省とも協力しながら春国岱の豊かな動植物や環境を守るための活動を行っている。会員は常に募集している。[1][2]

【ボランティア清掃活動】

根室市ではポイ捨てごみを減らし、地域の美化・環境整備を推進していくため、個人や団体・事業所等で行うボランティア清掃活動を支援している。清掃活動で使用するゴミ袋、火ばさみ、飛散防止ネットは無償で貸与され、ゴミの回収は根室市の負担で行われている。[3]

[1] [風連湖・春国岱 \(p.2\)](#)

[2] [根室市ウェブサイト>春国岱環境保全活動を実施しました！](#)

[3] [根室市ウェブサイト>ボランティア清掃について](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Community participation コミュニティの参加

5.10 住民の満足度

参考判定

観光の持続可能性と観光地管理に対する地域社会の要望、懸念、満足度が定期的にモニタリングされ、結果が公表され、対応した行動がとられている。

A

【要求事項】

指標1 住民の満足度に関する政策文書またはモニタリング報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 観光の持続可能性や観光地管理に対する住民の要望、懸念、満足度をどのように測定・監視しているか、またその頻度について説明してください。

- 根室市は、市政運営の改善と市民サービスの向上を目的として、毎年度「市民意識調査」を実施している。この調査は、市民の生活実感や市政に対する意識を把握し、施策の進捗状況や有効性を評価するための重要な手段である。調査の対象者は16歳以上の市民から無作為に抽出された約3,000名で、郵送によるアンケート形式で調査を行う。調査内容は市の住みやすさ、行政サービスへの満足度、子育て環境、医療・福祉、交通の便など、多岐にわたる項目で構成されている。調査結果は、市の公式ウェブサイトで公開されており「第9期根室市総合計画」や「根室市創生総合戦略」の進捗確認や見直しに活用されている。[1]

[1] [根室市市民意識調査](#)

b 最新の結果と公開された報告書を参照してください。

- 2023年度に行われた市民意識調査では、市民として誇りや郷土愛があるまちと回答した市民の割合は21.7%、個性（特色）のあるまちと回答した市民の割合は22.6%、ふれあいや連帯感のあるまちと回答した市民の割合は14.6%であった。また、住み続けたいかどうかの調査項目に対しては、市民全体で64.3%が「住み続けたい」と回答があった。[1]

[1] [令和5年度 根室市市民意識調査報告書](#)

c 住民のモニタリングに対応して取られた行動を要約し、例を挙げて説明してください。

- 市民意識調査の結果は、「第9期根室市総合計画」や「根室市創生総合戦略」の進捗確認や見直しに活用されている。例えば、市民意識調査では、子育て環境や支援に関する調査項目があり、この項目の結果を分析し、保育費無償化などの少子化対策を実施した結果、2023年度の調査では、子育て環境や支援に満足している市民の割合が13.1%と、6年連続で上昇し、調査開始以来の最高値を記録した。[1]

[1] [令和5年度 根室市市民意識調査報告書](#)

Next Step

- 根室市市民意識調査の項目に、観光の持続可能性に関する設問を追加する

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Local economy 地域経済

5.11 経済効果のモニタリング

参考判定

観光の目的地経済への直接的・間接的な貢献度をモニタリングし、公表している。その際、訪問者数、訪問者支出、雇用・投資データ、経済的利益の分配に関する証拠など、適切なデータを含めている。

B

【要求事項】

指標1 観光が地域の経済に与える影響に関する公的な報告書を入手できる：はい/いいえ

はい

a 経済的影響をどのように測定し、監視しているかについて、説明してください。

- 根室市は、観光が地域経済に与える影響を測定・監督するため、以下のモニタリングを実施している。

<経済センサス-活動調査の結果>

経済センサスを用いた根室市の産業別事業所数、就業者数等を把握している。[1]

<観光入込客数及び訪日外国人宿泊者数の把握>

根室市は、毎年度の観光入込客数及び訪日外国人宿泊者数を把握している。[2][3]

[1] [根室市統計書 2023年版 \(p.23\)](#)

[2] [根室市振興局 観光入込客数及び訪日外国人宿泊人数](#)

[3] [令和5年度観光入込客数について](#)

Next Step

- 観光分野における雇用、投資、住宅価格の上昇など、正負両面の経済効果の算出
- 市独自のモニタリング報告書の作成および公開
 - * 報告書の例（釜石市）

<https://kamaishi-dmc.com/corporate/wp-content/uploads/2024/01/2022年度秋期釜石市観光来訪調査公表.pdf>

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Local economy 地域経済

5.12 地元企業の支援

参考判定

地元企業、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することで、観光消費を地域経済にとどめることを奨励している。

B

【要求事項】

指標1

観光収入による地域経済への貢献を促進するための政策やプログラムがある（はい/いいえ）

はい

a

地元企業、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することで、観光消費による地域経済への貢献をどのように促進するか、例を挙げて説明してください。

- 根室市は、市内における新規事業の創出を促進し、産業の活性化及び振興をはかることを目的に、市内で新たに事業を開始する事業者に対しての補助制度を創設し、支援を行っている。[1][2][3]
- 根室市は、地域未来投資促進法に基づく「根室市基本計画」を策定し、国の同意を受けた。これにより、この基本計画を踏まえた「地域経済牽引事業計画」を策定した事業者が、北海道知事の承認を得ることで国等の支援措置（国が示す補助金の活用、課税の特例、金融支援など）を、それぞれの要件を満たすことで受けることができる。観光業は対象分野に含まれ、市内の地域経済における好循環の形成が期待されている。[4][5][6]

[1] [根室市企業立地促進条例](#)

[2] [根室市ウェブサイト>根室市企業立地促進条例による助成について](#)

[3] [根室市中小企業創業等支援補助金](#)

[4] [根室市ウェブサイト>地域未来投資促進法にかかる優遇措置について](#)

[5] [根室市における基本計画（概要版）](#)

[6] [根室市における基本計画（計画本文）](#)

Next Step

- 地元企業が、市外を拠点とする商業チェーンや大企業（小売店、ファストフード店など）に取って代わられることに対する規制
- 補助金の交付要件に持続可能性に関する項目を追加

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Local economy 地域経済

5.13 地域の特産品や特色あるサービスの奨励

参考判定

フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。

B

【要求事項】

指標1 地域産品の振興に関する政策文書またはプログラムがある（はい/いいえ）

はい

a 地元の持続可能な商品の開発と調達をどのように促進しているか、例を挙げて説明してください

- 根室市は、地域経済の持続可能な発展を目指し、地元産品の開発と調達を促進するため、水産加工振興センターを設立した。水産加工振興センターは、水産加工製品の開発・改良や試作研究、加工技術の向上を目的として、地場特産品の生産促進を図り、水産加工業の振興に寄与している。[1]
- 根室市の道の駅「スワン44ねむろ」において、ローカルフードや地元の食品等を積極的に販売している。[2]

[1] [水産加工振興センター各種事業](#)

[2] [スワン44ねむろ](#)

Next Step

- 持続可能な商品とサービスを地元で調達するよう、市内事業者に対する奨励・支援の実施
- 持続可能性の基準を満たす地域産品のリストの作成および差別化

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Local economy 地域経済

5.14 観光産業における地元雇用の促進

達成度判定

観光地は、観光におけるキャリアの機会や研修を奨励し、サポートしている。

B

【要求事項】

指標1 地域住民に対する観光関連の研修機会の提供を示す文書がある：はい/いいえ

はい

a 観光産業における地元雇用の促進するためのプログラムまたは取り組みについて説明し、戦略/プログラムの開発およびトレーニングの提供において地元企業がどのように協議されたかについて、説明してください。

- 根室市は、観光産業における地元雇用の促進を目的とし、若年者等正規雇用奨励補助金制度の導入している。この制度では、学卒後3年以内の就職未定者やUターン者、Iターン者を正規雇用した事業主に対し、雇用者1名につき30万円の補助金を支給している。[1]
- 根室市が構成団体となっている「根室市通年雇用促進協議会」では、季節労働者の通年雇用促進をはかるため、各種セミナーの開催や相談等の支援を行っている。[2]

[1] [若年者等正規雇用奨励補助金制度の導入](#)

[2] [根室市通年雇用促進協議会](#)

Next Step

- 地元企業と協議し、観光産業への地元住民の参加を目指した施策やプログラムを実施
- 女性、若者、マイノリティ、障がい者に重点を置き、地域住民全体に対応した取り組みを実施
- 市内高校生や大学生等を対象とした、観光教育の実践
- すべての住民を対象とした、観光分野への就業促進プログラムの実施

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Socio-Economic Impact 社会経済の影響

5.15 オーバーツーリズムの回避

達成度判定

来訪者が地域社会や他の来訪者に与える社会的影響を適切に把握している。

B

【要求事項】

指標1

来訪者が地域社会に与える影響に関するモニタリング計画または報告書がある：はい／いいえ

はい

a

来訪者が地域社会や他の来訪者に与える社会的影響をどのように監視しているかについて説明してください。

- 根室市は、観光客の動向を把握するため、観光入込客数や訪日外国人宿泊人数の統計調査を実施している。これらのデータは、地域の観光施策の効果を評価し、観光客の増減が地域社会に与える影響を分析する基礎資料として活用されている。[1]

[1] [令和5年度観光入込客数について](#)

Next Step

- 迷惑行為、騒音、訪問者の不適切な行動など潜在的な課題の特定
- 具体的な行動方針の策定と実行
- 数値化した指標を設定し、少なくとも年に1度のモニタリングを実施
- エリアごと、季節ごとの来訪者数および来訪者の行動パターンを把握

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Socio-Economic Impact 社会経済の影響

5.16 不動産開発

参考判定

観光目的での不動産賃貸やコンセッションなど、不動産開発・運営の社会経済的効果を最適化するための計画指針、規制、および/または政策がある。

B

【要求事項】

指標1

不動産開発および/または（短期）不動産賃貸の規制に関する政策文書または報告書がある：はい/いいえ。

はい

a

不動産開発と住宅供給、（短期）不動産レンタルとコンセッション、およびそれらがこれまでと今後5年間に地域社会に与える影響について、観光地の状況を説明してください。

- 根室市は、都市再生特別措置法に基づき「根室市立地適正化計画」を策定中で、令和7年4月1日の公表を予定している。この計画は、人口減少や高齢化に対応し、居住機能や都市機能を適切に配置することで、持続可能な都市づくりを目指す。[1]
- 「第9期根室市総合計画」では、住環境の改善や住居地域の整備方針が示されています。これに基づき、低層住宅の良好な環境を守るための地域指定や、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅の建設が進められている。[2]

[1] [根室市立地適正化計画](#)

[2] [第9期 根室市総合計画](#)

b

経済的影響、騒音、迷惑行為などを考慮し、地域社会への悪影響を避けるために、どのような計画指針、規制、政策が策定されているか、またどのような対策を準備しているかを説明について、例を挙げて説明してください。

- 日本の人口減少が進む中、根室市は、増加する空き家問題に対し、以下のような対策を講じている。

<根室市空家等対策計画の策定>

2015年5月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」完全施行に伴い、根室市は「根室市空家等対策計画」を作成。この計画は、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針を示した。[1][2]

<空き家・空き地バンクの設置>

市内の空き家や空き地の有効活用を通じて、移住・定住の促進と地域の活性化を図ることを目的に、「根室市空き家・空き地バンク」を設置した。この制度では、空き家・空き地の所有者から提供された物件情報をホームページに登録し、公開している。[3]

[1] [根室市空家等対策](#)

[2] [根室市空家等対策計画](#)

[3] [空き家・空き地バンク](#)

c

関連する発展や傾向をどのようにモニタリングしているかについて、明確にしてください。

- 根室市は「根室市空家等対策計画」に基づき、市内の空家の現状把握や適切な管理を推進している。[1][2]
- 空き家・空き地バンクの運営を通じ、空き家の発生状況や活用状況を継続的にモニタリングし、新たな物件情報の登録や既存情報の更新を行っている。[3]
- 根室市は、市内賃貸住宅家賃のモニタリングを実施している。住宅の種類、居室の畳数、1か月当たりの家賃別借家数を毎年度取得し、統計書により公表している。[4]

- [1] [根室市空家等対策](#)
- [2] [根室市空家等対策計画](#)
- [3] [空き家・空き地バンク](#)
- [4] [根室市統計書 2023年版 \(p.58\)](#)

Next Step

- 現在の不動産開発、不動産賃貸、市場が地元に与える影響を分析し、今後5年間の予測を作成
- 宿泊施設や商業用不動産に対する観光関連の需要増加による経済的影響、騒音、迷惑から地域社会を守るための方針、ガイドラインを策定
- 民泊に対する苦情窓口の周知
- 外国からの投資に対する規制

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Health & safety 健康と安全

5.17 健康と安全

参考判定

犯罪、安全、健康被害など、住民と旅行者へのあらゆる危険が予防され、対応され、適切にモニタリングされ、一般に報告されている。

B

【要求事項】

指標1 旅行者および住民の健康と安全に関する方針文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 旅行者や住民に対する犯罪、安全、健康被害などの危険をどのようにモニタリングしているか説明してください。

- 根室警察署は、管内で発生した犯罪や交通事故の統計データを定期的に収集し、公式ウェブサイトで公開している。[1][2]
- 市民の防犯意識向上を目的に、北海道警察が運営する「ほくとくん防犯メール」サービスを提供している。このサービスでは、子供に対する声掛け事案や不審者情報、犯罪発生情報、防犯対策情報などを希望者のパソコンや携帯電話にメールで配信している。[3]
- 根室市役所内には市民相談室を設置し、交通事故や犯罪に関する相談を受け付ける「市民相談窓口」がある。[4]

- [1] [根室警察署管内の交通事故発生状況](#)
- [2] [根室警察署管内の犯罪発生・検挙状況](#)
- [3] [ほくとくん防犯メール](#)
- [4] [交通安全 市民相談窓口](#)

b 防止策と対応策について、例を挙げて説明してください。

- 根室警察署や市の関連部門は、防犯や交通安全に関する啓発活動を定期的に行っている。例えば、交通安全運動や防火キャンペーンなどを通じて、市民への注意喚起や情報提供を行っている。[1]

- [1] [根室市 警防課 イベント・講習会等](#)

Next Step

- 来訪者の事故（死亡、入院を要する重症・疾病、救急隊や救急サービスが旅行者に提供した治療など）を把握し、旅行者の健康・安全リスクを特定
- 根室市（または観光協会）のウェブサイトを通じ、犯罪や安全上の危険についての情報提供を実施

SECTION 5 : Social well-being 社会福祉

Health & safety 健康と安全

5.18 リスクと危機管理

参考判定

観光地に適したリスク低減、危機管理、緊急対応計画がある。住民、訪問者、企業に対し、重要な要素が伝えられている。計画を実施するための手順とリソースが確立されており、定期的に更新されている。

B

【要求事項】

指標1

観光地は、潜在的な危機や災害に対処するためのリスクおよび危機管理計画を備えている。はい/いいえ

はい

a

潜在的な自然災害、健康災害、その他の災害に対処するために、リスク軽減、危機管理、緊急対応のためにどのような計画があるかについて説明してください。

根室市は、自然災害や健康災害などの潜在的なリスクに対処するため、以下の計画を策定し、リスク軽減、危機管理、緊急対応に取り組んでいる。

<根室市地域防災計画>

災害対策基本法に基づき、災害予防、応急対応、復旧・復興などの対策を総合的かつ計画的に実施するために策定されている。市民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的とし、一般防災計画編、地震防災計画編、津波防災計画編などで構成されている。 [1]

<根室市津波防災地域づくり推進計画>

北海道太平洋沿岸の津波浸水想定を踏まえ、地域特有の課題解消や土地利用、警戒避難体制の整備などを推進する計画。ハード施策とソフト施策を組み合わせた多重防御による対策を講じ、津波防災地域づくりを総合的に推進している。 [2]

<根室市国土強靱化地域計画>

大規模自然災害などに備え、地域の強靱化を図るための計画。災害リスクの低減、迅速な復旧・復興体制の整備など、地域の特性に応じた対策を講じている。 [3]

<根室市国民保護計画>

武力攻撃やテロなどの緊急事態に対し、市民の安全を確保するための計画。関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図っている。 [4]

[1] [根室市地域防災計画](#)

[2] [根室市津波防災地域づくり推進計画](#)

[3] [根室市国土強靱化地域計画](#)

[4] [根室市国民保護計画](#)

b 住民、訪問者、企業に対して、主要な要素がどのように伝達されるかについて、説明してください（例：ウェブページを参照）。

- 地域防災計画等に関しては、根室市のウェブサイトにて公開している。[1]
https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/soumubu/kikikanri/kiki_MANUAL/1599.html
- 気象庁は、緊急性の高い防災情報などを該当する区域内にいる人（通行人、観光客などの一時的な滞在者も含む）に一齐に配信する緊急速報メールを実施している。[2][3]
- 根室市では、災害、火災等の情報や市からのお知らせを携帯電話で配信するサービスを提供している。[4]

[1] [根室市地域防災計画](#)

[2] [気象庁ウェブサイト>携帯電話での緊急地震速報の受信について](#)

[3] [気象庁ウェブサイト>津波から身を守るために](#)

[4] [根室市 緊急速報メールについて](#)

c 計画の実施と更新のために、どのような手順と資源が確立されているかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、根室市防災会議が策定した。この計画は災害対策基本法の規定に基づき、必要に応じて修正される。具体的な修正手順や要領については、計画内で定められている。[1]

[1] [根室市地域防災計画（令和6年3月）](#)

Next Step

- 事業者へのハザードマップの提供、訓練の実施
- パンフレットや看板による旅行者への周知

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.1 事業者における持続可能性の促進

参考判定

観光関連企業に持続可能性の問題を定期的に伝え、その事業をより持続可能なものにするよう奨励・支援している。

B

【要求事項】

指標1 事業者の持続可能性を支援するための政策文書または報告書がある（はい/いいえ）

はい

a 観光関連企業の事業をより持続可能なものにするために、どのように情報を提供し、奨励し、支援しているか、例やウェブでの参照を用いて説明してください。

- 根室市は根室市中小企業振興基本条例を制定し、中小企業者の努力として、事業の成長発展を図るため、自主的に経営向上及び改善に努めること、市の施策に協力するよう努めること、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること、児童又は生徒への職業体験機会の提供に努めること、市内産品及びサービスの利用に努めることを挙げている。また、中小企業者等を支援するため、市の責務、大企業者の役割、市民の理解と協力についても合わせて定めている。[1][2]
- 根室市は市内事業所の人材育成の支援と雇用の安定化並びに経営基盤強化を図るため、業務上必要または、有益となる資格・免許などの取得費用を負担する事業所に対し、その経費の一部を支援している。[3]

[1] [根室市ウェブサイト>根室市中小企業振興基本条例が改正されました](#)

[2] [根室市中小企業振興基本条例](#)

[3] [根室市ウェブサイト>根室市中小企業者等資格取得費支援制度について](#)

Next Step

- 観光関連事業者に対し、持続可能性に関する定期的な情報提供を実施
- 観光関連事業者の持続可能性に関する取組の奨励・支援の実施

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.2 持続可能性の基準

参考判定

観光地は、持続可能性の基準の採用を推進し、GSTC-Industry Recognized standardsとGSTC-I Accredited certification schemesの観光企業への適用を促進している（可能な場合）。

A

【要求事項】

指標1

GSTCが承認している持続可能性の基準およびGSTCが認定した認証制度の採用を促進するためのプログラム／計画がある：はい／いいえ

はい

指標2

宿泊施設の総数

26施設 [1]

[1] [根室市宿泊施設一覧表](#)

指標3

認証を受けている宿泊施設数

0

指標4

認証を受けている観光関連事業者の数

0

a

持続可能性の基準や認証を採用するよう、観光地がどのように企業を奨励しているかについて、例を挙げて説明してください。また、企業に対して持続可能な観光の認証制度の導入を促進している事例があれば、（オンラインで）追加してください。

- 北海道観光機構では、Green DestinationsのAwardやCertificationの取得を目指すDMO、観光協会、自治体を対象に、GSTCに準拠した指標（Green Destinations Standard）に照らした現状診断・課題整理の支援を行っており、根室市観光協会はこの支援を受けている。
- 北海道では、企業が環境マネジメントシステムを導入しやすくすることを目的として、北海道商工会議所連合会が中心となり、経済団体、環境関係団体、北海道、札幌市の協力を得て、ISO14001を基本としつつより安価で取り組みやすい環境規格である「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」を構築した。HES認証を取得した企業に対し、北海道建設工事等競争入札参加資格審査における加点や、金融機関の金利優遇などインセンティブを設けることで、導入を促進している。[1][2]

[1] [北海道ウェブサイト>環境マネジメントシステムの導入促進](#)

[2] [北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）ウェブサイト>HESについて](#)a

Next Step

- 市内事業者を対象としたGSTCトレーニングや認証取得を支援するプログラムの実施

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.3 認定事業者の公表

参考判定

持続可能性が認証された観光事業者または観光商品のリストが整備され、一般に公開されている。

B

【要求事項】

指標1 認証された事業者または製品を紹介するウェブページがある：はい/いいえ

はい

a 観光地および関連旅行会社内の持続可能な観光関連の認証企業・商品のリストを提供してください。これは完全なもので、常に最新の状態に保たれ、一般に公開・宣伝されるべきものです。

観光施設における心のバリアフリー認定制度 認定施設：1施設
コテージ レイクサンセット
[1]

[1] [観光施設における心のバリアフリー認定制度 認定施設一覧（北海道）](#) (p.3)

b 持続可能性の認証を受けたすべての観光関連企業および製品が旅行者およびツアーオペレータに宣伝される、少なくとも一つのウェブページへのリンクを提供してください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokorono_barrier-free/index.html

Next Step

- 市内事業者を対象とした持続可能性の認証取得を支援するプログラムや、支援制度（補助事業等）の創設
- 認証を取得した事業者および製品を紹介するウェブサイトの作成

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.4 水使用量（企業）

参考判定

企業は、水の使用量を測定、監視、管理し、公に報告することが奨励されている。

C

【要求事項】

指標1

水の使用量の測定、監視、管理、報告を含む、派遣先企業の環境パフォーマンス向上に関する方針文書／報告書がある：はい／いいえ

はい

a

水の消費量の削減と公表を企業に奨励する方法について、説明してください。

現状、該当する取り組みは行われていない。

Next Step

- 観光関連企業を対象とした水使用量削減の取り組み支援の実施
- 水使用量の削減目標の設定
- 観光セクターの水使用量の測定
- 用途別水使用量のモニタリング結果の公表

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.5 固形廃棄物（企業）

参考判定

企業は、生ゴミを含む固形廃棄物を避け、削減し、再利用し、リサイクルするよう奨励されている。使い捨ての物品、特にプラスチックを排除または削減するための措置がとられている。再利用やリサイクルされない残余の固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処理されてる。

B

【要求事項】

指標1

廃棄物管理、食品廃棄物や使い捨てプラスチックの削減など、派遣先企業の環境パフォーマンス向上に関する方針文書／報告書がある：はい／いいえ

はい

a

観光地が、固形廃棄物の回避、削減、再利用、リサイクル、適切な処分を（観光関連）事業者にもどのように促しているについて、例を挙げて説明してください。

根室市は一般廃棄物処理基本計画を策定し、事業者の行動指針として以下を挙げている。[1]

- ・ 詰め替え製品の販売を促進し、消費者が廃棄する容器包装を削減するよう努める
- ・ 過剰包装を抑制し、包装は必要最小限にする
- ・ 商品がごみとなった場合にその処理が困難とならないように努める
- ・ 再生利用可能な商品の販売に努める
- ・ 従業員に対する研修会や講習会を実施し、ごみに対する意識の転換を図る
- ・ 自家処理システムを確立するよう努める
- ・ 再生品の普及に向け、表示や陳列等の工夫をする
- ・ 紙類・ダンボール・発泡スチロールトレイ等を多く発生する事業者は、積極的にそのリサイクルを図る

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#) (p.36)

b

企業の廃棄物削減努力と廃棄物消費に関する達成目標をどのように監視し、報告し、公表しているかについて、説明してください。

- ・ 根室市は一般廃棄物処理基本計画において、定量的目標として以下を定めている。[1]
 - ・ ごみ排出量（事業系ごみ）：2,286 t（2018年度）→ 2,250 t（2029年度）
 - ・ リサイクル率：20.9%（2018年度）→ 25.0%（2029年度）
 - ・ 最終処分量：2,708 t（2018年度）→ 2,379 t（2029年度）
- ・ 根室市は根室市じん芥焼却場に搬入された可燃ごみ（一般廃棄物と産業廃棄物の合計量）と根室市ごみ埋立処理場に搬入された産業廃棄物の量を毎月測定し、毎年市のウェブサイト上で公表している。[2]

[1] [根室市一般廃棄物処理基本計画](#) (p.34)

[2] [根室市ウェブサイト>廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について](#)

Next Step

- 観光関連企業を対象とした廃棄物削減の取り組み支援の実施
- 各種施策のモニタリング、結果の公表

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.6 エネルギー消費量（企業）

参考判定

企業は、エネルギー消費量を測定し、監視し、削減し、公表することが奨励されている。

B

【要求事項】

指標1

エネルギー消費／効率を含む、派遣先企業の環境パフォーマンス改善に関する政策文書／プログラムがある：はい／いいえ

はい

a

エネルギー消費量の測定、監視、削減、および公表に関して、企業にどのように情報を提供し、奨励するかについて説明する。

- 北海道は、北海道地球温暖化防止対策条例第14条に基づき、温室効果ガス排出量が一定量以上である事業者（特定事業者）に温室効果ガス削減等計画書・実績報告書の提出を義務付けており、提出された温室効果ガス削減等計画書・実績報告書に基づき、事業者別の原油換算エネルギー使用量をウェブサイト上で公表している。[1][2]
- 北海道は、道内の事業者が省エネルギー設備を導入する際の費用の一部を補助している。[3]
- 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進に関して、顕著な功績のある個人・団体等を対象とした表彰を行っている。[4][5]

[1] [北海道地球温暖化防止対策条例](#)

[2] [北海道ウェブサイト>事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書の公表](#)

[3] [2024年度 省エネルギー設備導入支援事業費補助金【募集終了】](#)

[4] [北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例](#)

[5] [北海道ウェブサイト>北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞](#)

Next Step

- 市内事業者のエネルギー消費量の測定・削減・公表に向けた市独自の方針の策定
- 市内事業者のエネルギー消費量の削減を奨励する市独自の取組の実施

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.7 温室効果ガス排出量（企業）

参考判定

企業は、事業活動のあらゆる側面（サプライヤーやサービスプロバイダーからのものも含む）から排出される温室効果ガスを測定、監視し、最小化し、報告することが奨励されている。また、排出される温室効果ガスがある場合は、効果的にオフセットすることが望ましい。

B

【要求事項】

指標1

GHG排出量の測定と補正を含む、派遣先企業の環境パフォーマンス向上に関する方針文書／報告書がある：はい／いいえ

はい

a

事業活動から排出されるGHGの削減と報告について、企業がどのように奨励され、情報を提供されているかについて、例を挙げて説明する。

- 北海道は、北海道地球温暖化防止対策条例第14条に基づき、温室効果ガス排出量が一定量以上である事業者（特定事業者）に温室効果ガス削減等計画書・実績報告書の提出を義務付けており、提出された温室効果ガス削減等計画書・実績報告書は、ウェブサイトで公表されている。[1][2]
- 北海道は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に資する取組を宣誓し、実践する事業者を登録し、金融機関での貸付金利や道が発注する公共工事などにおいて優遇を受けることができる制度を実施している。[3]

[1] [北海道地球温暖化防止対策条例](#)

[2] [事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書の公表](#)

[3] [北海道ウェブサイト>ゼロカーボン・チャレンジャー](#)

b

GHG排出量の削減が不可能な場合、企業はどのように残りの排出量を効果的に補償するよう奨励されているかについて説明する。目的地は、その作業を行う外部団体（例：環境NGO）を紹介することができるが、これは明らかに目的地によって支援／促進されるものでなければならない。

- 北海道は北海道地球温暖化防止対策条例第13条において、事業者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減が困難な場合、カーボンオフセットを行うよう努めること、カーボンオフセットを行う場合には、道内で実現した温室効果ガスの排出量の削減または吸収量等を購入するよう努めるとともに、温室効果ガスの排出量の削減または吸収を実現する活動については、道内で行うよう努めることを定めている。[1]
- これに基づき、北海道では羊蹄山と旭岳を望む道有林の森林整備から誕生したCO2吸収量について、日本政府のオフセット・クレジット（J-VER）の認証を受け、カーボン・オフセットによる環境活動に取り組む企業や団体へクレジットの販売を進めている。[2]

[1] [北海道地球温暖化防止対策条例](#)

[2] [北海道ウェブサイト>道有林オフセット・クレジット（J-VER）](#)

Next Step

- 市内事業者の温室効果ガス排出量の測定・削減・公表に向けた市独自の方針の策定
- 市内事業者の温室効果ガス排出量の削減を奨励する市独自の取組の実施
- 道有林オフセット・クレジットなどによる市内事業者のカーボン・オフセットの奨励

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.8 均等で公平な雇用（企業）

参考判定

観光地の観光企業は、地元での雇用、研修、昇進の機会の平等、安全で安心できる労働環境、そしてすべての人に生活賃金を提供することを保証している。

A

【要求事項】

指標1

地元の雇用、スタッフへの研修機会、生活賃金、安全で安心できる労働環境に向けて、地元の観光企業を奨励することを目的とした政策文書がある：はい/いいえ

はい

a

観光地が観光企業にどのように情報を提供し、地元雇用、研修、昇進の機会平等、安全で安心な労働環境、全員への生活賃金の提供を保証しているかについて、記述する。

- 根室市は市政の最上位計画である第9期根室市総合計画において、「経済・雇用対策の推進」を重点プロジェクトの施策の一つに位置付け、労働力不足解消のための雇用のミスマッチ解消など需給不均衡の改善、非正規雇用者の正規雇用に向けた啓発促進を対象施策として挙げている。[1]
- 根室市・根室商工会議所・日本労働組合総連合会北海道連合会根室地区連合会・根室地区労働組合総連合・根室市建設協会・北海道根室振興局の6団体は根室市通年雇用促進協議会を立ち上げ、雇用確保や就職促進に係る事業を国から受託して実施している。根室市在住の通年雇用化を希望する季節労働者を対象に資格取得経費の助成を行うとともに、事業者向けに通年雇用に応じた助成金の紹介や通年雇用啓発セミナーを実施している。[2]
- 根室市は、女性の就労支援として、非正規雇用及び求職中の満15歳以上満60歳以下の根室市内に在住する女性を対象に、資格取得に際する費用の補助や、職場体験実習などを実施している。[3][4]

[1] [第9期根室市総合計画](#) (p.78)

[2] [根室市通年雇用促進協議会ウェブサイト](#)

[3] [根室市ウェブサイト](#) > 『根室なでしこ応援事業』とは？

[4] [根室市ウェブサイト](#) > 各種資格取得支援

Next Step

- 観光企業におけるあらゆる差別の撤廃、ビジネスと人権、多様性・公平性・包括性（DEI）などに関する市独自の方針の策定
- 観光企業におけるあらゆる差別の撤廃、ビジネスと人権、多様性・公平性・包括性（DEI）などに関する取組の奨励

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Business involvement ビジネス部門の参画

6.9 アクティビティ提供者の実践規範（オプション）

参考判定

アクティビティの提供者とツアーガイドは、ツアーの影響を最適化するために、責任ある持続可能なエクスカージョンのための関連する実践規範を遵守している。

A

【要求事項】

指標1 責任ある持続可能なエクスカージョンのための義務的な実践規範がある：はい／いいえ

はい

a その規範が、どのようにエクスカージョン提供者のためのガイドラインを含み、目的地でのネガティブな影響を回避し、ツアーによるポジティブな影響を促進するかについて説明してください。

- 根室市観光協会は、国指定史跡の根室半島チャシ跡群を案内する団体ツアーガイドを養成する講座を実施している。[1]
- 団体での見学が可能なヲンネモトチャシ跡周辺には個人の私有地（住宅等）や昆布漁を行う漁港があり、散策路が私有地の近くを通るため、ガイドが同行して散策路から外れないように指導することで、個人の生活の平穏や昆布漁に支障が生じるなどの悪影響を回避することができる。[2]

[1] [史跡（チャシ跡）ガイド養成実践講座 市民ガイド新規会員募集](#)

[2] [【団体様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ](#)

b アクティビティ提供者が実践規範を適用するための研修をどのように受け、規範へのコミットメントがどのように奨励されるかについて、説明してください。

- 根室市観光協会は、国指定史跡の根室半島チャシ跡群を案内する団体ツアーガイドを養成する講座を実施している。講座ではチャシ跡を見学し、根室地域でのアイヌ民族の歴史や文化、案内方法を学び、さらに団体ツアーに2回同行して学ぶことで、市民ガイドの会員として有償でガイドができるようになる。[1]

[1] [史跡（チャシ跡）ガイド養成実践講座 市民ガイド新規会員募集](#)

Next Step

- 根室半島チャシ跡群以外の場所における事業者向けガイドラインの作成およびツアーガイドの養成

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Information & marketing 情報とマーケティング

6.10 敬意と正確さを持ったプロモーション

参考判定

観光地のプロモーション、マーケティングメッセージ、ビジター向け情報資料、その他のコミュニケーションは、観光地の価値観と持続可能性への取り組みを反映している。商品、サービス、持続可能性の主張が正確であり、地域社会や自然・文化財を尊重し、信頼できるものである。

A

【要求事項】

指標1

観光地の主要なコミュニケーション資料の例が公開されており、本基準の要件に適合している。

はい

a

観光地のコミュニケーションが、製品、サービス、持続可能性の主張について、どのように正確であるかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市は根室市ならではのアイヌ民族の証を次世代へ継承し、また情報発信し内外に伝えることにより、アイヌ文化と地域の振興を図ることを目的とした根室市アイヌ施策推進地域計画を策定し、それに基づいて以下のような事業を実施している。[1]

歴史と自然の資料館アイヌ関係展示拡充事業：

根室市ならではのアイヌ関係の出土品や民具等の写真撮影、資料の活用に向けた調査研究、アイヌ史に関する動画制作を行い、それらの成果を展示やホームページ等に活用するとともに首都圏で開催する物産展で展示する

根室半島チャシ跡群等活用促進事業：

国指定史跡根室半島チャシ跡群の多言語音声案内の説明板等への設置や日本語・英語版のパンフレット作成、チャシ跡のデジタル図化等を行い展示やネットで公開するなど国内外の観光客等にも対応した活用促進を図る

[1] [根室市アイヌ施策推進地域計画](#)

b

地域社会、自然、文化的資産についての説明やプロモーションを行う際に、どのように本物らしさを保ち、正確なプロモーションを行っているか、例を挙げて説明してください。

- 根室市は根室市歴史と自然の資料館を設置し、根室市とその周辺の歴史、自然資料の収集、保管、展示を行っている。収集資料を活用し、根室市とその周辺の歴史、自然に関する調査・研究も行い、その成果をもとに説明やプロモーションを行うことで、真正性・正確性を担保している。[1][2]

[1] [根室市歴史と自然の資料館条例](#)

[2] [根室市ウェブサイト>歴史と自然の資料館](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Information & marketing 情報とマーケティング

6.11 訪問者への持続可能性の情報

参考判定

訪問者は、自然、環境、文化、社会など、観光地の持続可能性に関わる問題について十分な情報を与えられ、それらに取り組む役割を果たすよう奨励されている。

B

【要求事項】

指標1	観光地における持続可能性に関連する問題について、観光客が入手できる情報資料がある：はい/いいえ
	はい
a	<p>訪問者が、観光地における持続可能性（自然、環境、文化、社会的）の問題や行動について、どのように知らされているかについて、説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡のヲンネモトチャシ跡周辺には個人の私有地(住宅等)や昆布漁を行う漁港があり、散策路が私有地の近くを通るため、来訪者が増加した場合、個人の生活の平穏や昆布漁に支障が生じるなどの悪影響が及ぶ懸念がある。そのため根室市観光協会はウェブサイト上で、ヲンネモトチャシ跡の見学者に向けて、必ず指定の駐車場に駐車すること、漁港内や私有地、作業場に立ち入らないことを呼びかけている。[1][2][3] <p>[1] 【個人様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ [2] 【団体様用】ヲンネモトチャシ跡を見学のお客様へ [3] 根室市観光協会ウェブサイト>根室半島チャシ跡群</p>
b	<p>訪問者が、持続可能な観光地になるためのプロセスにおいて、どのように積極的な役割を果たすよう奨励されているかについて、例を挙げて説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 落石漁業協同組合を中心とした落石ネイチャークルーズ協議会が実施している、漁船に乗って海鳥をバードウォッチングする「落石ネイチャークルーズ」の参加費の一部は、「落石うみどり基金」として積み立てられ、海鳥の保護・調査研究活動の助成に充てられている。[1][2] <p>[1] 落石ネイチャークルーズウェブサイト>乗船案内 [2] 根室市観光公式ウェブサイト>地元漁師に教わる、落石の海と人が織りなす物語</p>

Next Step

- 持続可能性に関連する課題と取組についての来訪者に対する情報発信の強化（特に自然環境に影響を与える恐れのある場所や、バードウォッチングの来訪者に対するルールの発信等）
- 来訪者が持続可能性に関連する取組に参画する機会（清掃活動、観光収入の一部を活用した持続可能性に関連する取組の支援など）の創出 **※落石うみどり基金については、継続的な活用と用途の情報公開**

SECTION 6 : Business & Communication ビジネスとコミュニケーション

Information & marketing 情報とマーケティング

6.12 解説情報

参考判定

最も重要な自然・文化遺産には、訪問者にその場所の重要性を伝えるための解説資料が用意されている。その情報は正確で、異なる文化的価値観を尊重し、ホストコミュニティの協力を得て作成され、現地の言語を含む関連するほとんどの言語で明確に伝達されている。

A

【要求事項】

指標1

自然や文化的な場所において、ほとんどの関連言語で利用可能な解説資料がある。：はい／いいえ

はい

a

既存の解説資料を要約し、それが訪問先の文化的・自然的側面の重要性をどのように伝えているかについて、例を挙げて説明してください。

- 根室市観光協会では、日本語のほかに、英語、中国語（簡体字・繁体字）、ロシア語でウェブサイトを作成し、観光情報を発信している。[1]
- 根室市では、日本語のほかに、英語、中国語繁体字で公式の観光ウェブサイトを作成し、観光情報を発信している。[2]

[1] [根室市観光協会ウェブサイト](#)

[2] [根室市観光公式ウェブサイト](#)

b

正確で住民に配慮した解釈情報をどのように作成しているかについて、説明してください。

- 根室市は根室市歴史と自然の資料館を設置し、根室市とその周辺の歴史、自然資料の収集、保管、展示を行っている。収蔵資料を活用し、根室市とその周辺の歴史、自然に関する調査・研究も行い、その成果をもとに説明やプロモーションを行うことで、真正性・正確性を担保している。[1][2]

[1] [根室市歴史と自然の資料館条例](#)

[2] [根室市ウェブサイト>歴史と自然の資料館](#)

Next Step

本項にはコメントの記載はありません。